

唐代公文書体系試論

中国古文書学に関する覚書（下）

小島 浩之

はじめに

わが国では、古代の国家体制やその時代を指すものとして、「律令制」や「律令時代」といった言葉が使われる一方、中国では律令の言葉をもって国制概念を表すことは一般的ではなかった。なぜならば、秦より清末までの約二千年間、律を制定法の中核とする国家体制は不変であるものの、令を用うる時代は一時期に限られ、かつ国家制度全体の中で令が占める比重が古代日本に比べて大きくなかったからである¹。

このうち律と令の双方が国政の基本法典²として併存したのは、晋の泰始律令の制定から南宋までの約一千年間である。なかでも、泰始律令以来の体制がひとまず完成の域に達したのが隋唐時代だというのは学界共通の認識となっており、当該時期について、滋賀秀三は法制史の立場から「律令古典期」、池田温は官制研究の立場から「典型的『律令制』時代」と名付けている³。確かに唐の律令は日本古代律令の母法となり、唐代後半期以降において令は勅格にとって代われ最終的に散逸してしまうものの、唐律は南宋まで基本法典として通行し⁴、遼金元時代は最も重要な参照法として用いられ⁵、明・清律へも大きな影響を与えている。

このように隋唐時代は、律令法およびそれに基づく諸制度という観点からみた場合、前代以来の法式制度の完成期であるとともに、当該体制の変質から崩壊へと向かう転換期として位置づけられる。このため、この時代の諸制度の分析に際して、律令体制完成期の姿を明らかにすることは、中国古代・中世史の研究において必要不可欠な作業の一つであると言えよう。

中国の各王朝は、官僚制度の下で高度な文書行政のシステムを早くから構築していた。国家運営における意思の伝達は文書を原則とする文書主義であり、公文書は国家や組織の意思の化体として機能していたのである。こういった文書行政を制度的に裏打ちしていたのは、律令格式といった法典類であるから、律令体制完成期の隋唐時代の文書のあり方を分析することもまた、上述した中国古代・中世史の研究における必要不可欠な作業の一つに含まれよう。

そこで当該時代の古文書研究に目を転ずると、伝世する古文書原本はごく僅かで、編纂史料や石刻に移録されて残るものが断片的な情報を与えてくれるにすぎなかった。本稿で考察の対象とする公文書について言えば、文書の種類や様式をはじめとして文書の受発信の手續から廃棄に至る文書管理のしくみ、さらには媒体や記録材料といった素材に至るまで、これらについて規定した唐令・唐格・唐式は全て散逸して断片的にしか残っていない。唯一の体系的な情報源として残るのは唐の律令格式の取意文たる『大唐六典』（以下、『六典』とする）であるが、この史料は成立の政治的背景や編纂過程などが複雑で、その記述は難解な部分も多い⁶。このため、こと唐代公文書のあり方の研究に関していえば、完成期の分析というオーソドックスな研究手法がとりにくいのであった。

こういった状況を一変させたのは、敦煌文献・吐魯番文書など、20世紀初頭から現在に至るま

2 各論 1：中国古文書の諸問題

で陸続と発見されている西域出土の文書類である。これらにより、それまで知られていなかった文書様式や文書の受発信の手続きの復原が可能となり、初期の成果は仁井田陞や内藤乾吉らにより結実することとなった⁷。その後、出土文書・伝世文書・編纂資料の三方面からの考証も進展し、藤枝晃・池田温・大庭脩・菊地英夫・礪波護・中村裕一・荒川正晴らにより、唐代公文書研究の基盤となるべき研究が生み出された⁸。

古文書学の各論には大きく分けて、様式論（文書の書式、表記法の形式などの研究）・形態論（文書の料紙、記録材料の研究）・機能論（文書の発給・伝達・受理・管理や、機能・効力などの研究）・伝来論（文書伝来の経緯・保存の史的意義の研究）がある⁹。上述の7名の研究を大雑把に割り振れば、様式論には大庭・中村・荒川、形態論には藤枝・菊池、機能論には大庭・池田・菊池・礪波・中村・荒川、伝来論には池田・礪波の諸研究が位置づけられよう。このほか、日本古代史の側からも唐代の公文書体系に関する多くの有益な指摘がなされてきた。これらについては、坂上康俊が概要をまとめている¹⁰ので詳細はそちらに譲り必要に応じて言及することとする。

このように、唐代公文書に関する研究は日本だけでも多くの蓄積がある。これに中国における研究成果¹¹をも併せて全体を見渡すと、その大多数は様式論・機能論・伝来論に関するもので、形態論研究は全般的に低調である。また様式論・機能論・伝来論に関しても個別具体的な文書研究は盛んであるが、これら各論を総合した古文書の体系や系譜について論ずる研究は非常に少ない¹²。

そもそも、古文書学とは、「古文書について、その外形（書式、書体、紙質等）、内容、関係人物、作成の事情、その効力など、あらゆる方面を研究するもの」¹³と定義される。にもかかわらず、形態的な研究が遅れ、かつその体系や系譜への言及が少ない現状からは、唐代公文書研究が、古文書学的研究というより古文書を利用した歴史研究に偏っている様相が浮かび上がってくる。

中国古文書学における形態論の諸問題については、料紙研究を中心にして別稿¹⁴で論じているので、本稿では「典型的律令体制期」の唐代の公文書を考察し、主として様式論の観点からその体系を論じてみたい。赤木崇敏は、官文書の機能差や使用条件に注意を払った研究が少ないことを批判するとともに、公式令の規定と出土文書の実態との乖離に着目して、「従来のように、典籍史料中に残る僅かな公式令条文に出土文書を自動的に当てはめていく体系の復元ではなく、まず文書の古文書学的分析から書式・機能を抽出・分類して、そこから実態に即した体系の再構築が求められる」¹⁵と論じている。この主張じたいには筆者も賛意を示すが、本稿においては、文書の実態からの再構築を試みるためにも、まずは律令格式に定められた型としての唐代公文書の体系を構造的に把握することに努めたい。なお後述するように、本来の史料上の用語は「公文」であるので本稿においては主として、史料に即して論ずる場合は「公文」、説明の用語としては「公文書」を用いている。

1 作成段階からみた公文書の種類とその体系

最初に唐代における公文書の作成段階、すなわち文書の起案から発給・発令まで、多くの手続きを踏む中でどのような段階区分ができるのかを、**図1**に示す大暦三（768）年朱巨川勅授告身¹⁶を例にして考えてみたい（録文の各行冒頭のアラビア数字は行数を示す）。

告身とは官僚の辞令書のこと、当該告身は勅（発日勅）により官職を授けるものである¹⁷。勅授告身の発令にあたっては、皇帝から起草担当の中書舎人へ執筆指示（詞頭）が渡される。中書舎人

や知制誥が指示に基づいて起草したのが5行目から11行目の勅本文（勅詞）であり、勅詞の前後1行目から4行目までと12行目は告身の定立に必要な形式的記述である¹⁸。特に12行目の日付は当初空欄となっており、この起草文に対して皇帝が了承する場合、自ら筆をとって日付を書き入れる（御画）。これを受けて起草担当官署たる中書省の長官（中書令）・次官（中書侍郎）・判官（中書舍人）が連署する（13～15行目）。ここで皇帝の御画入りの勅文は中書省で控として保管され¹⁹、この写しが書類の内容を審議する門下省へ回送される。門下省では内容に問題があれば差し戻し（封駁）²⁰、そうでなければ長官（門下侍中）・次官（黄門（門下）侍郎）・判官（門下給事中）が連署し、門下省牒として執行機関である尚書省に送達する（16～21行目）。この際、原本は門下省に控として残され1行目から21行目まで全体の写しが尚書省に送られるのである。これを受け取った尚書省では、担当部門に割り振り尚書諸官の決裁を受けた上で（22～27行目）、執行の文言である告詞（28行目から30行目）が記入された後、やはり原本は尚書省で控として保管され、全体の写しがとられて

図1 大曆三年朱巨川勅授告身

23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	
		給事 中察	門下侍郎平章事 鴻漸	侍中 使	大曆三年八月日	勅如右牒到奉行	奉		知制誥臣郝昂奉行	中書侍郎平章事臣元載宣	中書令使	大曆三年八月四日	依前件官充茲選可	宜楸乃官充茲選可	賦權居品位咸副才名	或見義為勇或登高能	暢早階秀茂俱列士林	訥等氣質端和藝理優	勅左衛兵曹參軍莊若	縣令	事兼豪州鍾離	右可試大理評	睦州録事參軍朱巨川
左司郎中	八月日時都事																						

34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24
大曆三年八月日下		郎中 啜	主事 仙	勅如右符到奉行	鍾離縣令朱巨川奉	告試大理評事兼豪州	尚書左丞上柱国 渙	朝議大夫守吏部侍郎 綰	銀青光祿大夫行吏部侍郎 延昌	金紫光祿大夫吏部尚書 遵慶

※「尚書吏部告身之印」が、1～4行目に20顆、12行目に5顆、18行目に5顆、28～30行目（勅）字部分を除く）に9顆、34行目に5顆あり。

2 各論 1：中国古文書の諸問題

発給責任者である郎中らの署名を添えて²¹尚書省からの下行文書(符)として本人宛に交付される。ここまでの一連の流れをみると、告身が最終的に本人に手渡されるまでに、起草後、都合3回の写しを経ていることがわかる。各官府において、「草案作成もしくは書類の受領→決裁・承認による内容の確定→全体の写しの作成→発給」という手続きを繰り返しているのである。ここから公文書には、少なくとも草案・確定原本・発給用正本の三種類の存在が確認できる。

『唐律』職制律第二八条は、

諸そ公文に本案あり、事直なれど官司に代り署すれば、杖八十。代判は、徒一年。案を亡失して代えれば、各おの^{おの}一等を加う²²。

とあって、公文の決裁において第三者による署判の代筆を禁じている。条文冒頭で、わざわざ公文に対する本案の存在を明示するのは、本案こそが署判という決裁行為の痕跡が残る文書だからである。これまで本案については、原本、底案、官司に留めてある原文などと表現されているが²³、正確には「決裁痕のある公文原本」というべきであろう。これを裏付けるように、唐公式令逸文(『唐令拾遺』四二条)には、

制勅を下して宣行するに、文字脱誤するも、事理に於いて改動すること無きは、本案を勘検して、分明知るべければ、即ちに改めて正しきに従い、須らく覆奏すべからず。其の官文書の脱誤は、長官に諮りて改正す²⁴。

とあって、公布された制勅について、内容に影響しない単純な誤植は、本案と照合した上で訂正すればよいとされており、本案が公布された公文の根拠となる原本であることが読み取れる。

また、韓愈の「藍田県丞庁壁記」には、唐後半期の事例ではあるが、案に決裁を加える県の次官である丞の様子が次のように描写されている。

丞の職、令に忒たる所以は、一邑に於いて問うべからざる所なければなり。其の下は主簿・尉たり、主簿・尉には乃ち分職あり。丞は位高くして偪れり、例として嫌を以て事を可否せず。文書行れば、吏は成案を抱きて丞に詣り、其の前を巻き、鉗さむに左手を以てし、右手は紙尾を摘み、雁驚行して以て進み、平立して丞を睨みて「当に署すべし」と曰う。丞は筆を涉して位を占め署すること惟れを謹む。吏に目して可かなるか不可なるかを問い、吏が「得」と曰えば、則ち退き、敢て略ぼ省みず、漫として何事かを知らず。官は尊しと雖も、力勢は反って主簿・尉の下に出ず。諺は慢を数むるに、必ず「丞」と曰い、以て相い訾訾するに至る。丞の設けらるるや、豈に端だ然らしむるのみならんや。²⁵

唐の各官府は、「長官一次官(通判官)一判官一主典」からなる四等官制が完備され、主典が文書を作成すると、複数の判官が分担して決裁(分判)し、所管の通判官がさらに決裁(通判)し、最終的に全案件を長官が決裁(惣判)するしくみが構築されていた。このほか検勾官が設けられており、文書行政の端々で確認・検査が入るようになっていた。県丞は通判官であるが、韓愈によれば業務の実質は検勾官の主簿や判官の県尉に握られ、決裁するといっても上司である長官に配慮して具体的な判断を加えることはせず、官品は高いが権限の与えられていない閑職であったという。文中では、書類(成案)を広げて決裁のために県丞の前に並ぶ胥吏の様子を、雁やアヒルの行進の様子に喩えて表現されている。この場合の「成案」とは状況から判断して決裁未了の確定稿本であると考えられ²⁶、四等官制における決裁(三判)を経てこれが「本案」となり、官府に最終的な控として留め置かれたのである。

案という言葉は、成案や本案さらには草案なども含んだ総称なのであるが、文脈によっては

成案や本案を単に案と表現していると考えられるものもある。また文案として表現されることもある²⁷。ただ、いずれにせよ案や文案と言え最終的に官府に保存される控となる性質を有するものであることに変わりはない。

文書の効力から考えれば、正式な手続きを経て発給されて法的効力を持つものが正本（正文）であり、正本の控が本案（案文）ということになる。一方で、文書の発給過程から考えると、皇帝の判断を示す御画や官僚の書判の真筆は本案として官府に残され、その写しが正本となるわけであるから、正本の控である本案とは文書の原本であるという見方も成り立つ。本稿では以下に、原案確定前の草案を「草本」²⁸、官府で保管する控の文書全般を「原本」、原本から写されたもので正式に効力を有するものを「正本」と呼ぶことにする²⁹。このほか、翻録といって、文書の充所で必要枚数を謄写してその管轄下に再配布する場合がある³⁰。これは「正本」の写しであるものの法的効力のある正式な文書で、「正本」に準ずるものである。こういった翻録による写しについては橋本雄の説に従い「謄本」としたい³¹。

ところで、前に掲げた職制律第二八条の律疏は「公文とは、官に在る文書を謂う。」（公文、謂在官文書。）と述べている。律と律疏の記述をまとめれば、公文とは官府の管理下にあり、かつ決裁原本が官府に保管されているものということになる。この二つの条件を満たすものが公文であるという律の考え方は、次の雑律の規定からもうかがえる。

諸て制書及び官文書を棄毀する者は、盜に準じて論ず。亡失及び誤毀する者は、各おの二等を減ず〔毀とは須らく文字を失うべし。若し事を動かさんと欲する者は、詐増減の法に従う〕。其の誤りて符・移・解・牒を毀失する者は、杖六十〔未だ所司に入らずして本案ある者を謂う〕³²。

ここでは、公文書の棄毀・亡失に関する罪を規定している。原文に「制書及び官文書」とあるのは、皇帝下達文書（ここで「制書」とあるのは皇帝下達文書全般を指す）と官文書が公文を構成する大きな要素となっているからである（詳細は後述）。律文から判断するに官文書を棄毀した場合は杖一百³³、亡失及び誤毀の場合は二等を減じられて杖八十となる。しかし、「未だ所司に入らずして本案ある」文書の誤毀失は杖六十と減輕されている。律疏によれば「担当部局に送達されていない文書」³⁴ということであるから、発信側の官府に原本があるものの、送達の途上にあつて相手方にまだ受理されていない正本のことを指しているといえよう。この場合、決裁原本は発信側官府にあるものの、正本は充所の官府の管理下にまだ入っていないため、正本については公文としての必要条件を満たしていないと理解すべきであろう³⁵。

一方で、官府で受領した文書であっても、次の史料に見られるように表・状・牋・啓などの官僚個人が発信した文書は、それぞれの担当官司が受領するものの、原本がどこの官府にも保存されていないため、公文の範疇に入らない。ただし後述するように、皇帝への表・状に回答が伴う場合、提出された表・状は回答である勅旨や勅牒の原案として官府に保存されることになるため、公文として扱われた。

表は天子に上り、其の近臣においても亦た状に³⁶為る。牋・啓は皇太子に於いてし、然れどもその長においても亦たこれに為る。公文の施す所にあらざるなり³⁶。

また、賊盜律二六条は公文原本を盗んだ場合の罪を規定するが、その律疏は保管期限を経過した文書類については公文書ではなく、一般の窃盜罪を適用すると論じている³⁷。公文には永久保存

2 各論 1：中国古文書の諸問題

のものと保管期限三年のものがあり、所定の保管期限が満了したものは廃棄されたのである。

以上から改めて唐代の公文書、すなわち公文を定義すれば、「官府の管理下におかれて所定の保管期限内にあり、かつその決裁原本が官府に保管されているもの」ということになるであろう。

2 唐代公文の種類

次に唐代の公文の種類について、その名称と用途から概観してみよう。黑板勝美は唐代の文書全般の分類について次のように述べている。

支那に於ては文書の分類と見るべきものは、唐六典尚書省の條に、その公文を規定せるを初めとすべし。

凡上之所以逮下、其制有六、曰制、勅、冊、令、教、符、

凡下之所以達上、其制亦有六、曰表、状、牋、啓、辭、牒、

凡諸司自相質問、其義有三、曰關、刺、移、

とありて、その公文を上逮下、下達上及び諸司相互の三類とせり。³⁸

黑板が引用する史料は、唐式に記されていた文書の定義規定の可能性があり³⁹、少なくとも唐朝の公式な文書の分類と名称であることは間違いない。ここでは、文書の名称が差出と受取の相対的な上下関係に基づいて、文書が下行文書（上逮下）⁴⁰・上行文書（下達上）・平行文書（諸司相互）の三種に分類されている。つまり文書の名称はそれだけで、差出と受取の相対的な上下関係を知らしめる機能を有しているといえよう。

以下、本章では、『六典』の記述に基づき各文書の種類ごとに用途と機能を概観する。こういった唐代の公文書の各論については中村裕一に多くの研究蓄積があり、本稿でも随時参照するが、以後の繁雑を避けるため中村の各著作（書誌事項は註 8 参照）について、『隋唐王言の研究』は中村『王言』、『唐代公文書研究』は中村『公文書』、『唐代官文書研究』は中村『官文書』、『唐代制勅研究』は中村『制勅』の略称をそれぞれ用いることとする。また、各著作間で共通する指摘については、原則として最新のもののみを採り上げることとする。

2.1 下行文書

唐代における下行（上逮下）文書の種類と定義について、『六典』は以下のように述べる。

凡そ上の以て下に逮ぶ所、其の制に六有り、制・勅・冊・令・教・符と曰う。〔天子は制と曰い、勅と曰い、冊と曰う。皇太子は令と曰う。親王・公主は教と曰う。尚書省の州に下し、州の県に下し、県の郷に下すは、皆な符と曰う。〕⁴¹

このうち、制（詔）⁴²・勅・冊は発信者が皇帝であるため、特に「王言」と称された。次に掲げる史料にあるように、王言のうち制は二種類、勅は四種類に細分され、（1）冊書、（2）制書、（3）慰勞制書、（4）発日勅、（5）勅旨、（6）論事勅書、（7）勅牒の合計七種が存在した⁴³。

凡そ王言の制に七あり。一に冊書と曰い〔立后・建嫡、藩屏を封樹し、尊賢を寵命し、臨軒して礼を備うるは、則ちこれを用う。〕、二に制書と曰い〔大賞罰を行い、大官爵を授け、旧政を釐革し、赦宥降慮するは、則ちこれを用う。〕、三に慰勞制書と曰い〔賢能を褒賛し、勤勞を勸勉するは、則ちこれを用う。〕、四に発日勅と曰い〔謂うところ発日を御画する勅なり。官員を増減し、州県を廢置し、兵馬を徵發し、官爵を除免し、六品已下の官を授け、流以上の罪に処し、庫物五百段・錢二百千・倉糧五百石・奴婢二十人・馬五十四匹・牛五十頭・羊五百

口已上を用うるは、則ちこれを用う。）、五に勅旨と曰い〔百司旨を承けて程式を為り、事を奏して施行を請う者を謂うなり。〕、六に論事勅書と曰い〔公卿を慰諭し、臣下を誠約するは、則ちこれを用う。〕、七に勅牒と曰う〔事に随いて旨を承けるに、旧典を易えざるは、則ちこれを用う。〕。⁴⁴

以下、中村『制勅』および『王言』を参考に、ごく簡単に各王言について概略をまとめると次のようになる。冊は形式上、唐朝において最も重要な王言であり、即位冊、尊号冊、諡冊、哀冊、加号冊、立冊、封冊、出降冊、祭冊（祝冊）などの種類がある（ただし尊号冊は表の様式を用いる上行文）という。また先の用例でみた勅授告身などと異なり、門下省の同意は不要であったとされる。制のうち制書は国政の最重要事項に関する皇帝の意思を示すもの、慰勞制書は皇帝の公的書簡であって外交文書にも使用される。勅のうち、発日勅は制書同様に国政に関する皇帝の意思を示す。論事勅書は慰勞制書と同様に皇帝の公的書簡である。発日勅・論事勅書ともに制に比べて軽い内容に用いられる。また勅旨・勅牒はいずれも官府・官人からの上奏による回答や、皇帝の意思表示に利用されるもので、勅牒の方が勅旨より一等軽い内容に用いられる。

上述のように制勅は、一般には事の軽重によって使い分けられ、制は重く勅は軽いもの⁴⁵と理解されている。『六典』も次のように、大事と小事の場合の門下省における事務取り扱いの相違を論じている。

凡そ制勅の宣行は、大事なれば則ち徳沢を称揚し、功業を褒美し、覆奏して施行を請い、小事なれば則ち署してこれを頒つ⁴⁶。

門下省の審査を通った制勅は、大事であれば皇帝の恩徳を称え、偉業を褒め称える内容の文章を付した上で覆奏して施行を請うが、小事であれば門下侍中以下が署名してそのまま公布手続きに入るといふ。中村『王言』および『制勅』は、制勅を覆奏文の有無に分けて考え、制書は大事のもの、小事のものに分かれ、覆奏文の附されない小事とは具体的には制授告身のみを指し、勅は全て小事に属するとしている。制授告身については別に文書様式が定められているので、ここではひとまずこれを除外し、制書は大事にしか使用されなかったものとして考える。

大事と小事が具体的に何を指しているのか明確にはわからないが、筆者の理解では、制は伝統的・理念的・観念的な内容を含んだ総論的なものに用いられるのに対し、勅は個別具体的で現実的な内容を記したものに用いられる傾向が強い。原勅から必要な部分を節録し集積したものが格となり、律令を動かさないままで現実の法を変え⁴⁷、唐後半期になると、ついには格が効力において基本法典たる律令に勝るものとなることから、勅の内容がより社会の実態に即した現実的なものであったことが窺える。このように、勅の内容が社会の実態に即したものであれば、勅が何を対象とするか、すなわち何をもって小事とするかの判断は極めて流動的であり、時宜に応じた柔軟な対応がなされていたと推測される。

また、皇帝の信書であり外交文書としても使われる慰勞制書と論事勅書は、皇帝と受信者との関係の深浅により使い分けられた。前述の制勅の軽重の考えからすれば、大事には慰勞制書を小事には論事勅書を用いたはずである。しかし、皇帝と受信者の関係は、その時々、政治的、社会的な力関係により変化するものであって、絶対不変のものではない。つまり、慰勞制書と論事勅書における大事と小事の使い分けは文書発信時の相対的なものにすぎず、絶対的な区分ではないことがわかる。

2 各論 1：中国古文書の諸問題

すなわち王言には、『六典』に書かれているような一般的な原則はあったにせよ、大事と小事の使い分けには、時代や社会の実情に即した柔軟な対応が求められるとともに、外交文書などでは発信者である皇帝と受信者との相対的な関係も、使用する文書様式の選択に大きく影響したと考えられる。

こういったことを勘案して、制勅を重要度と用途の面を中心に区分し、門下省による審査(封還)の有無⁴⁸と規定の料紙⁴⁹を併せてまとめたものが、次の表1である。

制勅は、汎用性の高い制書・発日勅・勅旨・勅牒と、皇帝信書に特化した慰勞制書・論事勅書の2つのグループに区分できる。汎用の勅には、発日勅・勅旨・勅牒の三種があるが、門下省の封還の有無で比較すると、封還のあるものは無いものに比べて重要性が高い事項を扱い手続きが繁雑となる。料紙の種類で比較すると、麻紙は籐(藤)紙⁵⁰に比べてより古くから使われる格上の紙であり、その使用の差は内容の軽重に基づいている⁵¹。このため、封還の有無と料紙の種類を併せて比較すると、封還があり黄麻紙を使用するものが、最も慎重な手続きを必要とし重要事項を扱うもの、封還がなく黄籐紙を使用するものが最も手続きが簡便で一般的な事項を扱うものということになる。表1から前者は発日勅、後者は勅牒が該当し、封還はあるが料紙は籐紙を使用する勅旨はちょうどその中間の位置づけということになる。

表1ではひとまず、封還があり黄麻紙を使用するものをA、封還があり黄籐紙を使用するものをB、封還がなく黄籐紙を使用するものをCとして類型化してみた。また、同様に制書・慰勞制書・論事勅書にもこの類型を当てはめてみた。

表1 制勅の種類と分類

		大事	小事	封還	料紙
汎用的用途	A	制書	発日勅	あり	黄麻紙
	B		勅旨	あり	黄籐紙
	C		勅牒	なし	黄籐紙
専用的用途	A	慰勞制書		なし	黄麻紙
	C		論事勅書	なし	黄籐紙

さて、本節冒頭に掲げた『六典』には下行文書として、王言である制・勅・冊のほか令・教・符の名称が見られる。令は皇太子から、教は親王・公主から下される文書である⁵²。皇帝が何らかの事由によって不在の場合、これらは制勅に代わる国家意思として機能することもある。この意味で令や教は「準王言」といってもよいだろう。

符は、所管一被管の関係(律令ではこういった統属関係を表す言葉に管隸⁵³の語を用いる)にある上級官府から下級官府への下行文書である⁵⁴。具体的には本節冒頭の『六典』の記述にあるように、尚書省から州へ、州から県へ、県から郷への意思伝達のほか、尚書省から九寺への意思伝達にも使用された。前掲図1の勅授告身は28行目以下が符の本文であり、全体としては勅を奉じた尚書吏部符として機能しているのである。こういった制勅を伝える文書は、取り扱いや法的効力においては制勅同等とみなされていた⁵⁵。なお、管隸関係にない上級官府から下級官府への下行文書には後述するように牒が使用された。

このほか、出土文書からは帖という下行文書の存在が確認されている。帖は書式的には牒を簡略化したものであるが、機能的には牒とは異なり、発給手続きを簡略にして迅速化をはかり、官民間問わず柔軟に発出できる文書であって、官と民との間をつなぐ役割を果たしていたという⁵⁶。

2.2 上行文書

上行（下達上）文書についても、改めて『六典』の該当部分をみてみよう。

凡そ下の以て上に達するところ、其の制に亦た六あり、表・状・牋・啓・牒・辞と曰う〔表は天子に上り、其の近臣においても亦た状に為る。牋・啓は皇太子に於いてし、然れどもその長においても亦たこれに為る。公文の施す所にあらざるなり。九品已上の公文は皆な牒と曰う。庶人の言は辞と曰う。〕⁵⁷。

この史料によれば、上行文書には表・状・牋・啓・牒・辞の六種があり、このうち表・状・牋・啓は非公文、牒・辞は公文とされている。表は官人から皇帝へ、状は官人から皇帝や近臣（実際には上官）へ⁵⁸、牋・啓は官人から皇太子や上官への上申文書であり⁵⁹、前章の最後でもみたように、こういった個人からの上申文書は公文ではなかった⁶⁰。

一方の牒・辞についての『六典』の理解は、流内官や官府において使用される上行文書のうち、特に規定の様式の定められていない場合に用いる汎用的な文書が牒であり⁶¹、無位無官の百姓の口述を文書にしたものが辞であるということのようである。

牒は、実際には上行・下行・平行さらには個人・官府を問わず広く利用された。公式令に規定される牒式は、尚書都省から尚書省二十四司への伝達に使われた文書とされ⁶²、吉川真司は、尚書省・九寺・五監など別局を有する官府において、本局から別局に対する発信文書に牒が使われるとした⁶³。また、王言のうち勅牒は勅（皇帝の意思）を宰相府から牒として発信、度牒⁶⁴は尚書祠部牒として発給される、いずれも下行文書である。このほか、敦煌・吐魯番といった地方官府においては、牒が唐代前半期から広く通行していることがわかっており、唐代後半期に律令制の枠外である令外官が増大するにつれ、管隸関係のない官府間の下行文書を中心に牒による伝達領域は拡大していった⁶⁵。中村『公文書』は、敦煌文書中に最も多量にある公文書は牒式文書といっても過言ではないとし（107頁以降）、牒は「公式令に定めた文書形式で処理できない場合が生じることを想定して」（400頁）規定されたものだとする。

ではなぜ『六典』において牒は、実情とも公式令の規定とも異なる上行文書として分類されているのであろうか。ここでの牒は辞と対になって論じられている点に意味があると考えられる。律や律疏で訴訟に関する内容に言及する際に見受けられる語に「辞牒」がある。たとえば、鬪訟律第五五条には「諸て人の為に辞牒を作り、その状を加増して、告するところに如かざる者は、笞五十（諸為人作辞牒、加増其状、不如所告者、笞五十）。」とあって、訴訟における辞や牒の不正についてその罪を論じている。当該条文に関して奥村郁三は次のように解説する。

「告訴・告發」する、或はひろく「うったえる」行爲が有効に働くためには文書が作成されねばならない。ところが、官自體の「告發」の行爲の他は人民に口頭による官への「うったえ」から実際には始まることがほとんどである。それを誰かが何處かで文書に作成しなければならない。擔當は唐代では當該官廳の書記の類であった。この段階における不正が、この條文の規制するところである⁶⁶。

2 各論 1: 中国古文書の諸問題

すなわちここでいう辞と牒は、訴状や告発状ないしはそれをまとめて上級官府に判断を仰いだ書類のことを指す。このように牒や辞は訴訟手続の上で必要不可欠な上行文書であり、「辞牒」という一對の語として使われるほど一般的な機能でもあった。おそらく『六典』（ないしは『六典』に基づいた法令資料）はこういった牒や辞の機能の一面だけを採り上げて、下達上に配列したのではなからうか。

なお、『六典』が辞についてわざわざ「庶人の言」とするのは、奥村の説明にあるように、庶人は口頭で述べるだけであって、これを辞として書類にまとめるのは官府の役割であったからにほかならない。つまり辞は庶人の言を記録したものではあるが、官府が作成することにより原本が官府に保管されるため公文という位置づけなのであろう⁶⁷。

ところで、『六典』が言及していない上行文書に「解」があり、敦煌出土の開元公式令残巻の符式には次のような記述がある。

凡そ応さに解に為りて上に向うべきは、上官の下に向かうは皆な符に為る⁶⁸。
管隸関係にある官府において下行文書に符を用いることは先に述べたが、その逆の上行文書が解なのである。つまり、解と符はいずれも管隸関係にある上級官府と被管官府の間の意思伝達に用いられる文書様式であり、両者は受発信関係が真逆の文書なのである。『六典』は上行文書としての「解」を定義しておらず、解式文書と確実に比定し得る原文書もこれまで不明であった。しかし、律疏のほか多くの史料に解に関する記述があるので⁶⁹、公式令に様式規定のあったことは確実であると考えられてきた。これについて劉安志は、赤木崇敏が「申式」、呉麗娒が「申状式」⁷⁰という公式令に定めのない新たな文書様式として定義・分類していた「為申某事」の書出をもつ文書類こそ解式文書であるとした⁷¹。

さて、黑板勝美は言及していないが、『六典』は下達上以外に次のような下通上という六種類（奏抄・奏弾・露布・議・表・状）の上行文書を定義している。

凡そ下の上に通ずるは、其の制に六あり。一に奏抄と曰い〔謂うところ、祭祀、国用を支度す、六品已下の官を授く、流已上の罪を断ず、及び除・免・官当は、並びに奏抄に為るなり〕、二に奏弾と曰い〔御史の百司不法の事を糾劾するを謂う〕、三に露布と曰い〔諸軍の賊を破りて、尚書兵部に申してこれを聞奏するを謂う〕、四に議と曰い〔朝の疑事、公卿の議に下し、理に異同あらば、奏してこれを裁するを謂う〕、五に表と曰い、六に状と曰う。皆な審署申覆して施行す⁷²。

下達上の場合、受信者である「上」とは、発信者より相対的に上位の者（表・状などは皇帝をも含むが原則として官僚機構における上位の者）を指す。これに対して下通上の場合の「上」とは、劉後賓も指摘するように、相対的な上下関係ではなく絶対的な上である「皇上」のことを指す⁷³。この点で、同じ上行文書であるもの下達上と下通上の両者は決定的に異なっている。

具体的な文書の機能や定立過程から帰納的に考えると、下達上文書が下から上への一方通行の意見の具申を原則とするのに対し、下通上文書は下が立案した内容を皇帝に上申し判断がなされ、かつ門下省の審査も入ることを前提とする。滋賀秀三は、「国政上における皇帝の意思の宣布」を「皇帝の發意による命令を官僚に下す形式」（王言）と、「官僚が立案奏上するものを皇帝が裁可する形式」（下通上文書）の二種に分類する⁷⁴。ここで下通上文書が下行文書であるかのように説明されているように、下通上文書は上行文書であると同時に最終的に皇帝の命令として伝達される下行文書となる性格を有しているのである。

奏抄は代表的な下通上文書であり、予め担当する官司が定められており、その官司の職務権限に基づき立案されたものが年中行事的に奏上され、皇帝の了解を得るものである⁷⁵。奏弾は官人の不正の糾弾文、露布は官軍勝利の報告であり、奏抄を専用の用途に改変・発展させたものといえる⁷⁶。また議は、朝廷での疑事について、百官公卿会議でも結論の出ない時に皇帝の判断を請う場合に限定されたやや特殊な上行文書⁷⁷である。

奏抄・奏弾・露布・議は発信手続きや、記述内容、発信者について子細に決められている一方で、これらに厳しい縛りがないのが表と状であった。表と状は下達上・下通上の両方に見られる文書の種類である。先に見たように、下達上の表・状は個人からの一方通行の意見具申であって公文ではなかった。これに対して、下通上の表・状は、門下省の審査と皇帝からの回答を前提としたものであり、具体的には、皇帝が勅旨もしくは勅牒の様式により回答を与える表・状（中村『制勅』第三章第二節～第四節）のことを指すと考えられる。

2.3 平行文書

官府間の平行文書に関して『六典』は、

諸司自から相い質問するに、其の義に三有り、関・刺・移と曰う〔関は其事を関通するを謂い、刺はこれを刺挙するを謂い、移は他司に其の事を移すを謂う。移ならば則ち通判の官は皆な連署す〕⁷⁸。

とする。移については、他司相互つまり管隸関係のない官司間相互に用いられると明確にしているが⁷⁹、関と刺については具体性に欠ける抽象的な定義を示すだけである。

関の様式は「敦煌発見開元公式令残卷」にあり、そこでは関が用いられる範囲を「其の内外諸司、長官を同じくして職局を別かつものは、皆な此に准う。」⁸⁰と定義している。また、刺については、仁井田陞が『令集解』から「唐令を検ずるに、尚書省内諸司、都省に上すは刺に為るなり。」（検唐令、尚書省内諸司、上都省為刺也。）の一文を見出し、刺が省内文書の一つであったことを論じている⁸¹。公式令残卷の牒式には、「右尚書都省、省内諸司に牒するの式。其の応に之を刺すべきの司は、管内において行牒するに、皆な此に准う。」⁸²とあって、刺は牒と受信発信関係が逆となる対の文書であることがわかる。

前節でも簡単に言及しているが、吉川真司はこれらを精査して、尚書都省と六部の関係のように、官府の中にさらに四等官制における長官を持つ別局を有するような場合において、本局から別局への伝達に使用されるのが牒、別局から本局への伝達に使用されるのが刺、別局間同士で用いられる文書を関であるとした⁸³。たとえば、中央の行政執行機関である尚書省六部二十四司には、検勾官が置かれず、その役割を担うのが尚書都省という関係であった。都省は尚書省全体のチェック機構であって、六部との間に管隸関係があるわけではない。このため本局－別局間、別局間相互の間で利用するために、別途、牒・刺・関の機能が定められていたのである。

2.4 公文書・官文書・私文書

前節までで、『六典』にみられる唐代の文書の種類を概観したが、その中には公文（冊書・制書・慰勞制書・発日勅・勅旨・論事勅書・勅牒・牒・辞・奏抄・奏弾・露布・議・表・状・関・刺・移）と「非公文」（表・状・牋・啓）があった。職制律第二条の律疏に「官文書とは、曹に在りて常行し、制・勅・

2 各論 1：中国古文書の諸問題

奏抄にあらざるものを謂うなり。」(官文書、謂在曹常行、非制・勅・奏抄者。)とあって、公文のうち、官府における現用文書で制・勅・奏抄以外を官文書と定義していることがわかる。詐偽律第十三条では「諸て詐りて官私の文書を為り及び増減し、欺妄して以て財賞を求め、及び没入・備償を避くる者は、盜に準じて論ず。」(諸詐為官私文書及増減、欺妄以求財賞及避没入・備償者、準盜論。)と、官私の文書の偽造・改変により偽って財産を取得した場合の罪を規定する。この部分の律の原註には「文書とは、券・抄及び簿帳の類を謂う。」(文書、謂券抄及簿帳之類。)、さらに律疏では「注に云えらく、文書とは、券・抄及び簿帳の類を謂う、と。『の類』と称するは、符・牒・抄案等を謂うなり」(注云、文書、謂券抄及簿帳之類。称之類者、謂符・牒・抄案等)とあることから、文書の範疇にはこれまでみてきた上行・下行・平行文書の正本やその案(ここでは原本や草本の類)以外に、券類⁸⁴・抄目⁸⁵・戸籍や各種の帳簿類が含まれていることもわかる。官文書について荒川正晴は、「官府間あるいは官府と官人の間でやり取りされる文書(通信文)と、官府内で保管される文書(正校案文)、さらには管理・同定のための照合を機能とする類の文書(帳簿・証書・目録・名簿など)の総称」だとするが、従うべき見解であろう⁸⁶。

ところで、前掲の詐偽律の条文で興味深いのは、官文書と対になる概念として私文書が明示されていることである。この点に着目した杉本一樹は、少なくとも唐代の文書行政においては、「私」と対になる概念は「公」ではなく「官」であると指摘する⁸⁷。私文書とは、私人間の契約文書などを指すが、これらが非公文の中に存在して官文書と対をなしていると考えることができよう。

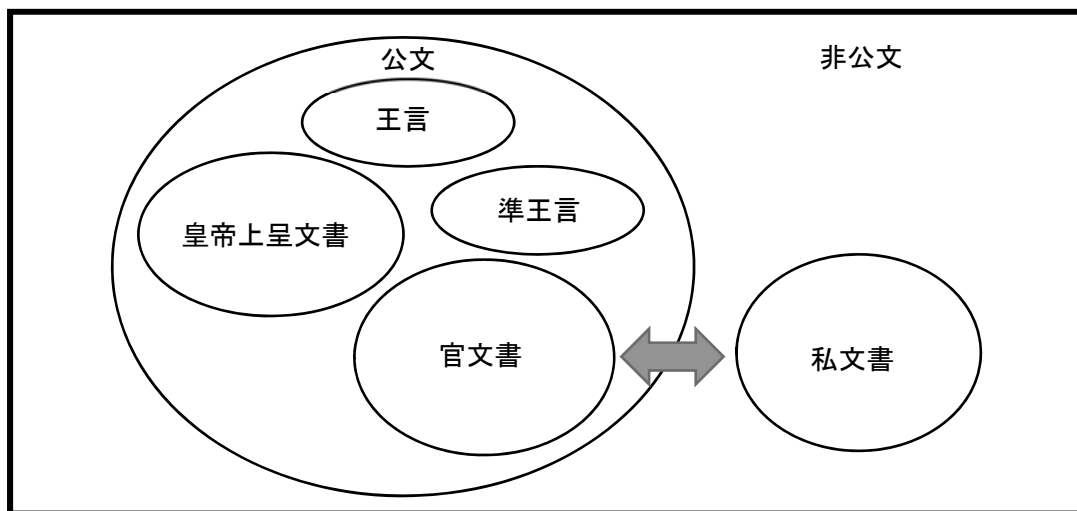


図2 唐代公文、非公文の概念図

なお、制勅および奏抄(下通上文書)はいずれも皇帝の指示であるため、既に見てきたように律の考え方からすれば、公文ではあるが官文書ではないということになる。このうち、制勅については、「皇帝の発意による命令を官僚に下す形式」であり王言という史料上の用語が存在する。これに対して「官僚が立案奏上するものを皇帝が裁可する形式」の下通上文書については、ひとまず「皇帝上呈文書」⁸⁸と名付けて官文書や王言と区分しておきたい。以上をまとめた概念図を図2として提示しておく。

図2では、公文の概念の中に王言・準王言・皇帝上呈文書・官文書を上下関係を考慮して配置してみた。これは、渡邊信一郎による、皇帝権力と天下の構造の把握のための中国古代史料に現

れる天下の観念に即した次のような議論に依拠したものである⁸⁹。

天下・都城・耕地のすべてにわたって、あらゆる領域は九つの部分からなる井字型に区画され、それぞれが「公」を中心核にもつ「公」の重層構造を作りあげている。

…（前略）…都城・宮城は、「公」の重層の中核に位置し、その都城の中核にある一夫（方百歩）の朝廷は、「公」の重層構造の最上階に位置する「公」中の「公」として位置づけられる。天子は、天下の「公」－中枢として君臨するのである。

ただ、中国古代の専制国家は、必ずしも上に述べたような観念的な国家の領域構造を地上に実現していたわけではない。観念からのさまざまな変異をもちながらも、観念と実態の相互関係のなかから現実の政治的上部構造を作り上げていった。

先に見た天子－生民関係は、実態的には十数万から数十万人の官僚装置による数百万から一千万戸の編戸百姓の支配であり、皇帝－百姓の基本的階級関係を構成した。

これを文書の世界にあてはめれば、公文とは「公」の中の「公」である朝廷において使用される文書全般を指す言葉であって、その中でも天下の「公」である皇帝の使用するものが王言であり皇帝上呈文書である。ただし、一方的な皇帝の意思である王言に比べ、官僚からの意見具申を皇帝が承認する形の皇帝上呈文書は、「公」の重層構造という視点からすれば王言より若干下位に位置するものとなるだろう。さらに一等下がって皇太子の使用するものが準王言、天下支配の観念と実態の相互関係のなかから現実の政治的上部構造として機能した官僚が用いるものが官文書だと解することができよう。また、公において実質的に百姓を支配したのが官僚装置であるならば、「私」に直接相対するのは「公」ではなく「官」であり、これこそが官文書と私文書が対となる所以と言えるであろう。

一方で、これまでにみえてきた唐代の公文書のうち『六典』にみられる公文の種類について、発信・受信の関係を中心にその大要を図示したものが表2である。もちろん、これは『六典』で言及された範囲内の公文の認識であって、これが唐代公文の全てではない。『六典』的な説明の下での代表的な公文の種類とその機能を俯瞰したものとして提示する。

表2 『六典』にみられる公文の種類と受発信の関係

公文の種類	王言		(準王言)		官文書			(皇帝上呈文書)				官文書
	制	勅	令	教	符	牒	辞	表	状	奏抄	議	関・刺・移
発信・受信の関係	下行文書				下達上			下通上				平行文書
								上行文書				

3 文書様式と唐公式令

3.1 様式とは何か

古文書を扱う中国史の論考において、必ず出てくる言葉に「様式」、「書式」、「形式」がある。多くの場合はいずれも文書の雛形を指しているように読み取れる。しかし、論者によっては若干用法が異なるように感じられ、またこれらの用語が単純に相互に言い換え可能なのかは疑問の余地がある。古文書学における基本的な術語が曖昧なままに使用されているのは、中国古文書学ひいては東アジア古文書学の確立にとって、望ましい状況とは言い難い。そこで本節において多少の紙幅を割き、「様式」という言葉の意味するところを考えてみたい。

2 各論 1：中国古文書の諸問題

黒板勝美は、西洋古文書学の手法をも取り入れ、日本における近代的な古文書学を構築した先駆者である。黒板は様式の語を次のように定義している。

公式令義解に公文式様と云ひ、五代會様卷第十三にも詔書式様の語見え、日記記録を始め中古以來の書札禮等皆書き様の事あり。様とは形成法式を指せる雛形なり。いま古文書の雛形に於ける法式を稱して古文書の様式と云ふ⁹⁰。

実は、黒板が範をとった西洋中世古文書学には直接「様式」に相当する言葉が無い。本稿の冒頭で述べたように日本では古文書学の各論として、様式論・形態論・機能論・伝来論の4分野が主軸となっているのに対し、西洋(中世)古文書学では、古書体学(palaeography)・文書形式学(diplomatic)・印章学(sigillography)の3分野が中心的な役割を果たしている⁹¹。古書体学は書体の分析・分類を、文書形式学は文書の伝来・形式・作成を、印章学は印章の図柄の形式や銘文の読解と保存法を、それぞれ主たる研究領域とする。ここで文書とは「法行為あるいは法状態が記載された書き物であり、文書と法行為の区別が本質的な重要性を有する」⁹²のものであるという。西洋古文書学の淵源は文書の真偽判定にあり、文書の法的効力や真正性という点に重きが置かれる以上、その学問の中心が、これらを証明するために必要な書体・形式・印章の三者に絞られるのは、当然のことであつたと考えられる。

見方を変えれば、西洋古文書学を成り立たせている古書体学・文書形式学・印章学のうち、文書形式学のみに着目して、様式論・形態論・機能論・伝来論へと展開させたのが日本古文書学であり、古書体学や印章学に相当する筆跡や花押・印章に関する議論は、形態論・機能論の一部として僅かに取り込まれているにすぎないとも言える。

その古文書形式学では、文書を冒頭定式(protocol)・主部(text)・終末定式(eschatocol)の3種に区分し、各区分における諸要素の形式について伝来や機能を考慮しつつ論ずる。一方、中国の律令制を取り入れた古代日本は、公式令に基づく書式・雛形といった定式・定型(公式様)が存在したが、中世・近世では公式様からもしくは私文書その他から派生・変形した文書、つまり法的に定式・定型をもたない文書の世界へと変化していった。このためにまずは文書を観察・比較・分類して帰納的に定式・定型を読み取る作業に力が注がれたように思われる。黒板が「古文書の部分名稱は、歐洲に於て已に一定せられたるものあれども、我が國の古文書は彼の土の古文書とその性質を異にしたるものあり、直に取て應用する事を得ず。今古來の日記又は書札禮等に散見せるものを基とし、歐洲に於ける名稱を參酌して、私案を擧ぐ」⁹³と述べているのは、この想定を裏付けるものである。そして、この際に黒板が着目したのは差出者(主格)と受取者(対象)の存在であつた。このため、以後の日本の古文書学においては、発信・受信関係を文書としての必要条件とし、形態・機能・伝来にも注意を払いつつ文書を分類・定式化することが主眼となってゆく⁹⁴。

黒板の様式論を継受・発展させた佐藤進一は、文書と様式の関係を次のように述べている。

文書とは何か、という問いに答えることからして、必ずしも容易ではないが、人間の社会生活上の手段として、人間が他者に働きかけるために、文字(もしくはその代替物)を以て作成したもの、という表現で最小限の共通認識が得られるならば、このような意味での文書は、働きかける側と働きかけられる側との関係と、働きかける側の意思(働きかけ方と言いかえることもできる)とによって、具体化の枠が設定される。その枠が、用材(紙・木・布等)・文型・書体等の総体としての様式であつて、いわば文書の様式は、文書の機能の表現形式である。そしてこのような文書の諸様式の個別性と、相互関係とを歴史的に明らかにすることが、まず必

要ではないだろうか。筆者が他の機会に、古文書学は文書史である（べきだ）と述べた所以である⁹⁵。

佐藤が、様式とは「用材（紙・木・布等）・文型・書体等の総体」であると言い切るのは、各種の形式からその総体としての定式・定型すなわち様式を導き出すというのが、日本の古文書学のあるべき姿だと考えているからに他ならない。

これらから考えるに、西洋の古文書学は定式というある種の絶対的基準に基づいて、構成要素の形式を個別に論ずる特徴があるのに対して、日本の古文書学は形式の総体である様式を相対的に見出して議論するという特徴があると言えよう。

以上をまとめると、形式とは媒体・記録材料・書体・印璽・定型句・字配り・避諱・敬意表現・署名順序・日付の書き方などの文書の構成要素を、様式とはこれらの形式を組み合わせた総体を指すものとそれぞれ定義し得る。一方で、書式・雛形と言った場合は、形式のうち文字に関わる構成要素に主眼がおかれ、それ以外の形式的部分、たとえば媒体・記録材料・書体・印璽などは適宜省略される傾向があると言えるのではないだろうか。

3.2 唐公式令の構造

唐代において、公文書の形式・書式・発給手続などは律令格式に規定されていた。なかでも中心的規定となっていたのは公式令であった。日本養老令の注釈が公式の意味を「公文の様式」（令釈・義解）、「公文を録する式」（跡記）の意⁹⁶と説くように、公式令とは代表的な公文書の書式・雛形を基軸とし、その文章・文体などの形式に関することから発給・施行・保管・廃棄といった文書のライフサイクル全般、さらにはこれらと関係の深い官僚制に関する事項（主として官人の服務や秩序に関する事項）までを規定したものである。換言すれば、言葉が実効性をもつ文書へと化体する構造変化の過程を、その周辺事項をも含めて通則化したものだといえよう。

『唐令拾遺』や『唐令拾遺補』（仁井田陞著・池田温編集代表、東京大学出版会、1997年）では、主として養老公式令を参考におよそ次のような条文配列構造を推定している。

- ①各種公文書の書式雛形に関する事項→②平關および諱に関する事項→③印璽の種類と使用に関する事項→④符（伝符・隨身符）に関する事項→⑤駅伝に関する事項→⑥官僚組織の枠組に関する事項→⑦朝会における席次に関する事項→⑧致仕官および撰・檢校官に関する事項→⑨公文書の作成・発給に関する事項→⑩文書処理上の不備・錯誤に関する事項→⑪中央官府から地方への通達方法に関する事項→⑫文書原本の保管と廃棄に関する事項→⑬宿直および勤務時間に関する事項→⑭訴訟および上奏に関する事項→⑮移動行程の標準に関する事項→⑯蕃客到来時の報告に関する事項→⑰法令が実情に即していない場合の奏聞に関する事項

この配列順序が唐令そのものであるとは断言し難いが、少なくともこういった内容の規定が存在していたことはほぼ疑いなく、一瞥することで公式令のおよその意図するところが窺えよう。中村『王言』（4頁）では、『大唐六典』巻六に載せる唐令の編目において公式令が上下二巻の構成になっていることについて、「上巻に公文書様式が規定され、下巻に一般の公式令の条文が規定されていたと想定される」としている。これは、上記でいえば①のみで上巻を、②～⑰で下巻を構成していたことになるが、養老公式令でも①に関わる部分は全体の半分近い分量を占めているから、中村説は妥当だと考えられる。ここから、公式令が公文書の書式や雛形の例示にいかにか重きを置

2 各論 1：中国古文書の諸問題

いていたかがよく理解できよう。

逆に公式令における書式・雛形以外の条文は、書式・雛形として明示できない部分を補完する役割を担っていると言えよう。つまり、公式令全体で文書様式を表現しているのであって、個別の書式や雛形だけが文書様式の全てではないと考えられる⁹⁷。ただし、公式令のエッセンスを凝縮したものと書式・雛形が存在しており、必要に応じて関連条文を参照できる構造になっていることから、公式令規定の書式・雛形を狭義の様式と言うことは許容されるであろう。

3.3 文書名称と文書様式

表 3 復原された唐代の公文様式

条文番号	唐令拾遺復原様式	唐令拾遺補復原様式
1	制書式	
補1		慰勞制書式
補2		発日勅式
補3		勅旨式
補4		論事勅書式
補5		勅牒式
2		奏抄式
5		露布式
補6		令書式
補7		教書式
7	移式	
8	関式	
9	牒式	
10	符式	
11	制授告身式	
12	奏授告身式	

唐公式令に規定された文書様式のうち、その存在と配列が確実であるのは、敦煌出土の公式令残巻に記されている、移式・関式・牒式・符式・制授告身式・奏授告身式の7種しかない。

表 3 には、これらも含め『唐令拾遺』および『唐令拾遺補』で復原された唐公式令の文書様式と配列順を一覧にしてある。また表 4 は表 3 の公文様式を表 2 を加味してまとめなおしたもので、唐代の公文書について、種類、名称、様式の関係を用途と受発信の関係から構造的に表現している。いずれの表においても網掛部分は敦煌発見公式令に残存する様式である。

表 4 唐代公文書の種類と文書様式の関係

発信・受信の関係		下行文書							上行文書		平行文書	
		王言		(準王言)		官文書			下達上	下通上		
公文の種類		王言		(準王言)		官文書			(皇帝上程文書)	官文書		
		制	勅	令	教	符	牒		奏抄	関	移	
用途	汎用	A	制書式	発日勅式	令書式	教書式						
		B		勅旨式								
		C		勅牒式			符式	牒式	(牒式)	奏抄式	関式	移式
	専用	皇帝信書	A	慰勞制書式								
			C		論事勅書式							
		官爵授与	A	制授告身式								
			C							奏授告身式		
	戦勝報告								露布式			

表 4 について、縦方向 (列) は複数の文書の種類を包括した分類となっている。唐代の公文は受発信の関係から下行・上行・平行に三分される。上行文書についてはさらに、下から上への一方通行の意見の具申を原則とする下達上、下が立案した内容を皇帝に上申し、判断がなされることを前提とする下通上に細分される。公文の種類という観点からすれば、皇帝下達文書である王言、皇太子下達文書である準王言、官文書、皇帝の裁可を得る皇帝上程文書に大きく分けられ、さらに、王言は制と勅、準王言は令と教、官文書は符・牒・関・移などに、皇帝上程文書は奏抄に細分される。なお、表 2 と異なり牒式を下行文書に掲げているのは、表 2 が『六典』の記述に基づい

ているのに対し、表 4 は敦煌出土の唐公式令残巻に基づいたものだからである。この点の相違については、前章の上行文書の項を参照されたい。

一方の横方向（行）は、用途の区分となっている。用途における汎用・専用の考え方は表 1 と同じである。

この両要素の交差するところに存在し、関係する諸形式の総体として定型化されたものが、公式令に規定される様式だと考えたい。こういった構造化が妥当だと考えたのにはいくつか理由がある。一つは、このように考えないと勅について名称と様式の関係がうまく整理できないからである。勅という名称は史料上に散見されるにもかかわらず、実際の文書としては発日勅・勅旨・勅牒・論事勅書の 4 種が存在する。このような 1 対 4 対応の関係をどのように整理するかという点が本稿の出発点であったといっても過言ではない。表 4 からわかるように、これらを理解するためには、勅という言葉が王言という公文書の一分類中の、下位分類名とし、発日勅・勅旨・勅牒・論事勅書は、用途別の文書名称かつ様式名称であると考えざるを得ない。勅に限らず、制や奏抄もその下に複数の様式がある。しかし、これらが勅と異なるのは制書・奏抄といった分類名称そのものを文書名にもつ様式が存在することである。勅書という様式は存在せず、勅は様式名でも個別の文書名称でもない。そこで発日勅・勅旨・勅牒・論事勅書の総体としての勅という言葉が古文書学上に位置づけておく必要があると考えたのである。

二つ目には、公文には汎用的なものと特定事項に対応する専用のものがあることに着目したことが挙げられよう。同一の分類名称内に複数の文書様式が存在する場合、基本形を中心に用途によって分化していると考えられる。表 4 では制・勅・奏抄がまさにこの例に該当するほか、『唐令拾遺』や『唐令拾遺補』には様式が復原されていないが、過所式は符式に基づくもの⁹⁸、奏彈式は奏抄式に基づくもの（つまり過所は符の、奏彈は奏抄の専用様式）であるとされている。このほか、公式令に規定はなかったと考えられるが、牒式文書の専用型には度牒や公驗もあり、制書の用途を限った「赦書」という言葉があったりする。おそらく制度の変更や拡張、政治体制の変化によって、汎用的な文書から必要に応じて限定型、専用型などの文書様式が生み出されていったと考えるべきなのであろう。実際に唐令に様式が規定されることは無かったが、冒頭で例として掲げた勅授告身などは、専用型の文書として順次拡張・確立していった様式の最たるものと言える。唐後半期における新たな様式の文書の出現や、文書の種類・用途・形式の宋・元・明への変遷を考えるにあたっては、汎用から専用へという部分にこれまで以上に着目して分析を加える意味が出てくるのではなかろうか。

こういった視点から分析した結果、表 4 においては受発信関係と用途以外の諸要素を全て捨象せざるを得なかった。これは、現段階で唐代前半期の公文書の種類と様式との関係を端的に構造化するには、この二要素をもってするのが最善であると考えた結果である。しかし、たとえば、表や状は公文にも非公文にもなり得たり、状が牒と同様に用いられたり、牒が実際には上行・下行・平行のいずれにも柔軟に使用されるなどといったことは、受発信関係と用途という二元的なマトリクスでは説明できない。これらは、文書の機能の変容や拡大といった視点から改めて検討を加える必要があるだろう。文書様式に関わる他の形式的要素からの分析を追加して、より多角的な視点からの考察を進めるのは、今後の課題としたい。また、表 4 は『唐令拾遺』および『唐令拾遺補』で復原された一部の様式についてのみ考察したものなので、唐代公文書の全体像というに

は不完全なものとなっている。このため、あくまで唐代公文様式を総合的に理解するための一試案として提示しておくことにしたい。

4. むすびにかえて

こういった公文書様式の構造研究は、日本古代の公式様において既に実践されてきた。佐藤進一は、養老公式例に規定された文書を配列順序に従って、第一類（天皇の意思発現の様式）、第二類（律令官府相互間の間に取り交わされる文書様式）、第三類（その他）に分類している⁹⁹。これを唐の公文に当てはめれば、第一類は王言、「準王言」、「皇帝上呈文書」が、第二類は官文書が、第三類は制授告身式や奏授告身式などということになるだろう。佐藤はこの分類と配列順序の関係について、次のようにまとめている¹⁰⁰。

公式令所定の第一類はいわば宮廷内文書を、第二類は国家文書を、いずれも授受者の関係という形式的基準で大まかに分類したもの、そして第三類は宮廷・国家を通じてとくに重要な意味をもつ書式を抽出したものというべく、したがって公式令に掲げられた二種類の書式で律令国家の公文書がつくされるわけではない。さきに一、二の例を挙げたように、養老令の公式令以外の篇中に種々の文書様式が少なからず見え、又今日伝存する奈良朝文書によって、より一層多くの文書様式と、部分的には公式令の規定と異なる文書制度の実態を知ることができる。律令制の公文書体系を明らかにする上に、公式令が重要な枠組みを提供することは疑いないとしても、諸多の令文や伝存例をも総合して体系に内実を与えるのは今後の課題といわなければならない。

佐藤の公式様に関する認識の大要は、おそらくそのまま唐の公文書様式の構造にも当てはまるであろう。ただし、「第三類は宮廷・国家を通じてとくに重要な意味をもつ書式を抽出したもの」という部分については、そのままでは唐の公式令の構造実態を示しているとは言い難い。唐公式令は「…牒式→符式→制授告身式→奏授告身式…」の順に規定しており、佐藤の分類に従えば、符式までが第二類、制授告身式以下が第三類に比定できよう。告身は発給量が多い上、国家にとって官僚人事は最重要課題の一つであるから、「宮廷・国家を通じてとくに重要な意味をもつ書式」という佐藤の指摘は正しい。しかし、一方で、告身は最終的に符によって伝達されるもの、つまり文書としては符に該当するものであるから、告身式は符式の後に置かれているとする大庭脩の指摘も重要である¹⁰¹。さらに、配列順序として符式の前に移式・関式・牒式があることも考慮する必要があるだろう。

こういった官府間文書は、たとえば制勅を地方へと下す場合や、官府が受け付けた書類を上級官府に送達する際に、制授告身が制書と符、奏授告身が奏抄と符からなっているように、元の制勅や書類とともに複合的に文書を形成することがある。ここから類推するに、制授告身式以下の様式には、こういった複数の様式から複合的に形成された専門型の文書のうち、国家にとって重要なものが収められている可能性もあろう。唐公式令の正確な条文配列は一部しかわからないので推測の域を出ないが、試案として提示しておきたい。

また佐藤が、公式令に規定される文書様式で当該時代の全ての文書様式が言い尽くされるわけではないとする部分も重要である。様式は一つの定式・定型であって、受発信間の相対的な関係や、用途など種々の要因によって微妙に変化する。たとえば、第1節で見たように、告身は個人宛か多人数への一斉授与かによって、文書冒頭部分や叙任の宣言が異なるような場合や、牒にお

いて上行・平行・下行の相違により書出・書止が変化するような場合がある。汎用から専用へと
いう大きな変化とは異なるこういった軽微な書式上の変化をどのように捉え、理解するかで、当
該文書の歴史的評価だけでなく、文書に書かれた内容の史的位置づけまで変わる可能性もある。
この意味で特に唐代後半期の出土文書の分析に関しては、定式・定型を柔軟に変化させたものな
のか、それとも新たな様式として位置づけるべきものなのかは、慎重な判断が求められると言え
よう。

- 1 池田温「中国律令と官人機構」仁井田陸博士追悼論文集編集委員会編『前近代アジアの法と社会』勁草書房、1967年、同「律令官制の形成」『岩波講座世界歴史』5、1970年、同「律令法」『魏晋南北朝隋唐時代史の基本問題』汲古書院、1997年。
- 2 基本法典とは、各時代において「法制の中心を成すものとして、何らか体系的な編成の下に基本的な事項を定め、頻繁には変わらないものと期待されるような法典」のこと（滋賀秀三「法典編纂の歴史」『中国法制史論集：法典と刑罰』創文社、2003年、16頁）。
- 3 前掲註2 滋賀「法典編纂の歴史」22頁、前掲註1 池田「中国律令と官人機構」152頁。
- 4 宋代において実際には、律および律疏の各項目に必要なに応じて格勅を加えた「刑統」が律に代わり基本法典となつてゆくが、内容的に唐律の本質を大きくはずれるものではない。詳細は梅原都「唐宋時代の法典編纂：律令格式と勅令格式」『宋代司法制度研究』創文社、2006年（初出1993年）を参照。
- 5 唐律の遼金元時代への影響については、徳永洋介「宋代中国の法と刑罰：日本における研究の軌跡」『中国史学』21、2011年）を参照。
- 6 『六典』に関する研究は多数にわたるが、ひとまず編纂の政治的背景については、拙稿『『大唐六典』の構造と史料性格』（宋元時代の刑事政策とその展開研究班編『『唐六典』巻六・尚書刑部訳註稿』下、2014年）、編纂過程に関しては榎本淳一『『唐六典』編纂の一断面：重出規定を視点として』（『歴史と文化：小此木輝之先生古稀記念論文集』青史出版、2016年）を参照のこと。
- 7 仁井田陸『唐令拾遺』（東方文化学院東京研究所、1933年）、同『唐宋法律文書の研究』（東方文化学院東京研究所、1937年）、内藤乾吉『中国法制史考証』（有斐閣、1963年）など。これら中国古文書学の草創期から初期の学術史については、拙稿「中国古文書学に関する覚書」上（『東京大学経済学部資料室年報』2、2012年）を参照。本稿はこの拙稿の下篇という位置づけとなっている。当初、下篇は竺沙雅章「中国古文書学の現段階」（今井庄次 [ほか] 編『書の日本史』9、平凡社、1976年）以降の中国古文書学の研究成果を、告身研究を中心として学史上に位置づけることを企図していた。しかし類似の趣旨のものとして、趙晶「論日本中国古文書学研究之演進：以唐代告身研究為例」（『早期中国史研究』6-1、2014年）が出たことや、告身研究だけにとどまらず、公文書全般を対象とした中国古文書学の体系化の必要性を感じたことなどから、方針を改めて数年来の研究成果をとりまとめ下篇として提示するものである。
- 8 藤枝晃には、「The Tunhuang manuscripts: a general description», Part1-2, *Zinbun* 9-10, 1966-1967 や、『文字の文化史』（岩波書店、1971年初版）などがある。藤枝の研究は古写本学を基軸とするものであるが、公文書に限らず唐代古文書の研究を進める上での形態論的な研究の基盤となっている。池田温は正確な文書の移録に定評があり、山本達郎らとの共著 *Tun-huang and Turfan documents: concerning social and economic history, the Toyo Bunko, 1978-1987* や『中国古代籍帳研究：概観・録文』（東京大学東洋文化研究所、1979年）などがある。また池田の関連の諸論考は『敦煌文書の世界』（名著刊行会、2003年）にまとめられている。大庭脩の隋唐時代の古文書に関する主な研究は、『唐告身と日本古代の位階制』（皇學館出版部、2003年）にまとめられている。菊池英夫には「唐代史料における令文と詔勅文との関係について：『唐令復原研究序説』の一章」（『北海道大学文学部紀要』21-1、1973年）、「中国古文書・古写本学と日本：東アジア文化圏の交流の痕跡」（唐代史研究会編『東アジア古文書の史的研究』刀水書房、1990年）などが、礪波護には「唐代の制誥」（『唐代政治社会史研究』同朋舎出版、1986年（初出1975年））、「唐代の過所と公驗」（『隋唐仏教文物史論考』法藏館、2016年（初出1993年））などが、また中村裕一には『唐代制勅研究』（汲古書院、1991年）、『唐代官文書研究』（中文出版社、1991年）、『唐代公文書研究』（汲古書院、1996年）、『隋唐王言の研究』（汲古書院、2003年）といった大著がある。荒川正晴の主要な論考は『ユーラシアの交通・交易と唐帝国』（名古屋大学出版会、2010年）にまとめられている。
- 9 これら古文書学の各論の位置づけについては、富田正弘「中世史料論試論」（『中世公家政治文書論』吉川弘文館、2012年（初出1995年））に基づく。
- 10 坂上康俊「勅命下達文書の比較研究：日本と中国の場合」『東アジアと日本：交流と変容』1、2004年。
- 11 中国社会科学院では2010年より中国古文書研究班を組織し、中国古文書学研究への本格的な取り組みをはじめている。こういった中国の現在の古文書学研究の動向に関しては、黄正建「中国古文書学的歴史与現状」（『史学理論研究』2015-3）を参照。
- 12 近年、赤木崇敏「唐代官文書体系とその変遷：牒・帖・状を中心に」（平田茂樹・遠藤隆俊編『外交史料から

2 各論 1：中国古文書の諸問題

十～十四世紀を探る』汲古書院、2013年）が出土文書の実例を基に、牒・帖・状といった広範囲に使用される文書の機能の変化・変遷に着目して唐代の官文書体系を考察し、劉後濱『唐代中書門下体制研究：公文形態・政務運行と制度変遷』（齊魯書社、2004年）が中央の官文書体系と政治機構の関係を分析するなど、文書体系を考慮に入れた有益な研究が見られるようになった。ただし、赤木は出土文書を中心に扱い、劉は主眼が政治体制の研究にあるため、本稿の意図や目的とは必ずしも一致するものではない。

- ¹³ 藤枝晃「古文書学」『アジア歴史事典』3、平凡社、1960年。
- ¹⁴ 拙稿「中国古文書料紙研究への視角」湯山賢一編『古文書料紙論叢』勉誠出版、2017年。
- ¹⁵ 前掲註12 赤木「唐代官文書体系とその変遷」32頁。
- ¹⁶ 原本は台湾故宮博物院所蔵。本稿の録文は、大庭脩「唐告身の古文書学的研究」（前掲註8『唐告身と日本古代の位階制』所収（初出1960年））を参照しつつ、写真版（『徐浩書朱巨川告身』上海書画出版社、2002年）に基づき起こしたものである。
- ¹⁷ 唐公式令に規定された告身の文書様式は、制授告身式・奏授告身式・判補告身式の三種と考えられており、それぞれ、五品以上の官、六品から九品の官、流外官の任用に用いられるものであった。唐代の官僚は品階を示す散官と実職である職事官を有しており、両者の品階に差が生じて散官と職事官が奏授と制授に分かれるような場合、具体的には散官が六品以下であるにもかかわらず、五品の職事官に任用されるような場合、勅授告身という公式令の枠外の文書様式が使われた。さらに玄宗の開元四（716）年には、六品以下の官でも、諸司の員外郎・御史・供奉官については、勅授により官職を授与するようになった。詳細は前掲註16 大庭「唐告身の古文書学的研究」を参照。
- ¹⁸ 1行目より4行目までは、同一の勅詞で多人数に授官する際に、勅詞の前に個々人の官封姓名を記すという公式令制授告身式の「若制授人数多者、並於制書之前、名歷名件授。」という規定を準用した定型記述である。またこういった複数人授官の場合、叙任の宣言である「某官たるべし」（可某官）という制詞・勅詞の定型句は、「前件に依るべし」（可依前件）に置き換わる。詳細は内藤乾吉「敦煌出土の唐騎都尉秦元告身」（前掲註7『中国法制史考証』所収（初出1933年）36頁）を参照。なお、大庭脩によれば「可某官」という叙任宣言は、晋代に入ると現れて、漢代以来の「以某為某官」という形式と混在するようになり、徐々に割合を増して劉宋になると「以某為某官」は消滅するという。また大庭は「可某官」という形式は、選案で帝意が問われた時の批答がもとになり、選案の文を母体に批答を加えて誥命の文を作ったためと推測している（『魏晋南北朝告身雜考：木から紙へ』前掲註8『唐告身と日本古代の位階制』所収（初出1964年）23頁）。
- これに関連して、前掲註12 劉『唐代中書門下体制研究』334～7頁は、勅授告身には発日勅を用いるものと勅旨を用いるものがあり、それは叙任宣言語句の相違から区別されるとし、皇帝の意思の言葉である「可某官」を用いるものが発日勅、百官からの奏事を批准する言葉である「可依前件」を用いるものが勅旨に拠っているとす。劉がこのように理解するのは、唐代後半期に告身発給の事務量が膨大となり、宰相や吏部・兵部・地方官などからの要請を批准する形で一括処理したものが、「可依前件」を用いる多人数に対する授官文書と考えたからである。しかし、前述の内藤論文でも示されているように、皇帝の最高意思表現である制書を用いた制授告身であっても、多人数授官の際は唐前半期から「可依前件」を用いている。このため、「可依前件」の文言を「百官からの奏事を批准する言葉」に限定するのは早計であろう。また勅旨であるならば、16行目から17行目にかけては、「奉勅」ではなく「奉勅旨」でなければならない。しかし、本稿で掲げた勅授告身は、「可依前件」とありながらも「奉勅」となっており、劉の主張は様式的に整合性がとれていない。以上から劉の議論には首肯しかねるので、本稿では大庭の論ずる通り発日勅を使った告身と理解する。
- ¹⁹ 筆者は以前に「南宋告身二種管見：併論インターネット情報と歴史学研究」（漢字文献情報処理研究会編『論集：中国学と情報化』好文出版、2016年）において、南宋の勅授告身との比較に当該史料を用いて唐代における勅授告身発給の概略を説明したことがあった。その際の説明では、中書省で勅の原本が保管され門下省に回送される正本がその写しであることの説明を欠いていた。このことについては、早くに前掲註18 内藤「敦煌出土の唐騎都尉秦元告身」（41頁）が指摘していたが、門下省と異なって制勅の発給過程で中書省に制勅の原本が保管されることを明確に示した史料は提示されていなかった。このためこの部分について自身の中では保留としていたのである。しかしその後、『唐会要』卷八二、甲庫に「開元十九年五月十一日勅、尚書省内諸制勅庫、及兵部・吏部・考功・刑部簿書景跡并甲庫、每司定員外郎・主事各一人。中書・門下制勅甲庫、各定主書・録事已下各一人專知、周年一替、中間不得改移。」とあるのを知り、三省全てに制勅を保管する文書庫があったことを理解した。これは中書省に制勅の原本が保管されていたことを類推し得る史料であり、内藤説を補強するものである。このため、本稿において必要な訂正を行い前稿の誤りを正した。
- ²⁰ 封とは「封還」であり、制書案・発日勅案・勅旨案の内容に対して異議を唱え、王言案を却下すること、駁とは「駁正」であり、奏抄案・露布案・奏彈案などを却下することを指す（中村『王言』64頁）。ただし『宋史』卷三三七、范鎮伝には「故事、門下封駁制旨、省審章奏、糾撻違滯、皆著所授勅、後乃刊去。」とあって、皇帝下達文書の審査を封駁、皇帝上呈文書の審査を省審と呼んでおり、後世には封駁と言え王言の審査を指す言葉に変化していたことがわかる。
- なお、『唐会要』卷五四、中書省には人事案件における門下省の封駁について次のように述べている。
- 〔開元〕十九年四月二十六日勅、加階入三品、并授官及勅封甲、并諸色闕等進画、出至門下省重加詳覆。有駁正者、便即落下墨塗訖、仍於甲上具注事由、并牒中書省。
- すなわち、門下省における審査において差し戻すべきと判断された場合は、落下した者の名を見せ消した上で、授官者一覧リストに理由を書き込んで中書省へ牒するのだという。なお、墨塗を「見せ消ち」と解し

たのは、塗りつぶすと、元の文字が判読できなくなってしまうため、抹消線や傍点などの訂正部分が見られる方法にすべきだと考えられるからである。これは窪添慶文氏からのご教示による。

- 21 通説は「実際に発行する文書には発出の責任者たる判官と文書作成者の主典のみが署名した」（前掲註12赤木「唐代公文書体系とその変遷」37頁参照）とされており、ひとまずこれに従った。確かに伝世する文書の写真版からも、円仁の過所や公験のように発給者の署名部分が明らかに別筆とみられるものもある。一方で、告身の該当部分は同筆と思われるものや記載のないものも見受けられ、朱巨川告身も写真からは判断が難しく、確実に別筆とは言い難い。

通説の根拠は、敦煌県の文書控（案卷）である大谷二八三五文書の分析にある。この文書は括逃使からの牒を敦煌県が処理したもので、敦煌県に属する十一郷に当該案件を伝達する際に発出した符案の末尾が残されている。この文書では書写者である史の署名はあるものの、発給責任者である県尉や、文書書写の責任者である佐は職名のみが記載され、署名を欠いている。吉川真司「奈良時代の宣」（『律令官僚制の研究』塙書房、1998年（初出1988年））では、この符案と受領した括逃使からの牒との間に、敦煌県内での三判の決済処理の過程を示す紙の貼り継ぎがあることに着目し、符式文書において文書内容の責任分担である三判は判断を示す判語とともに案卷のみに明示され、施行の署名は発給する文書に記録されたと結論付ける。ただし、告身の場合は、尚書省諸官の署名も最終的に発給される文書に移録されていることから、全ての公文書の処理が敦煌県の案卷同様の処理であったとは限らない可能性がある。もっとも、告身のような辞令書は重要文書である一方で、定型的で発給量も多く、その処理はある程度機械的になされていたであろう。したがって、門下省の封駁以外に発給過程で異論が出たり修正が入ったりすることはほぼなかったはずである。つまり告身については、尚書省における三判の過程で判断を示す判語の必要性があったとは考えられず、発給に責任を負うという部分に重きがおかれていたとすれば、原本と発給用正本を一致させたとしてもおかしくはないと考えられる。

ともあれ、案卷処理の過程および案卷の記述と正本への謄写との関係は、様々な事例を精査して検討しなおす余地が多分にあるように思われる。

- 22 「唐律」職制律二八条
諸公文有本案、事直而代官司署者、杖八十。代判者、徒一年。亡失案而代者、各加一等。
- 23 八重津洋平訳註「職制」律令研究会編『訳註日本律令』六・唐律疏議訳註篇二、東京堂出版、1984年、154頁（以下、当該シリーズは『訳註日本律令』+巻数にて表示する）、井上光貞〔ほか〕校注『律令』岩波書店、1976年（以下、岩波『律令』と略）の職制律「公文代署判条」頭注（72頁）など。
- 24 『唐律疏議』職制律二四条疏所引公式令
下制勅宣行、文字脱誤、於事理無改動者、勘檢本案、分明可知、即改從正、不須覆奏。其官文書脱誤者、諸長官改正。
- 25 『昌黎先生文集』卷一三「藍田県丞庁壁記」
丞之職、所以式令、於一邑無所不当問。其下主簿・尉、主簿・尉乃有分職。丞位高而偏、例以嫌不可否事。文書行、吏抱成案詣丞、卷其前、鉗以左手、右手摘紙尾、雁驚行以進、平立睨丞曰当署。丞涉筆占位署惟謹、目吏問可不可、吏曰得、則退、不敢略省、漫不知何事。官雖尊、力勢反出主簿・尉下。諺數慢、必曰丞、至以相訾訾。丞之設、豈端使然哉。
- 26 日本の養老律令には「案成（案成る）」という言葉が見受けられ、岩波『律令』の公式令補注82（669頁）では、「本条以外の令条内にみられる案成の語は、すべて本案ないし草案の作成の意、または作成された本案ないし草案の意」と理解されている。敦煌出土開元公式令残巻の符式中には「其出符者、皆須案成并案送都省勾檢」とあり、『六典』卷一尚書都省、左右司郎中・員外郎職掌条にも「凡尚書省施行制勅、案成則給程以鈔之」（『拾遺』および『拾遺補』では公式令三九条の取意文に比定）と案成の語が見られ、唐においても同様の意味で用いられていたと考えられる。さらに『唐律疏議』職制律二一条疏では、前掲『六典』と同内容を示す部分で「成案」と書かれていることから、案成と成案がほぼ同義で使われていたことがわかる。ただし敦煌出土開元公式令残巻の案成は、検勾官のチェックを受ける前の状態のもの、『六典』や『唐律疏議』の案成は、検勾官のチェックを受けて鈔写を待つ段階のものであり、同じ成案といっても公文書の発給処理上の位置づけが少々異なる。このように成案（もしくは案成）とは、岩波『律令』が言及するように、文脈によって種々変化する言葉であり史料解釈には注意を要する。「藍田県丞庁壁記」における成案という言葉の扱いは、あくまで一つの用例であり、成案という言葉が「決裁未了の確定稿本」に限定されるというわけではない。重要なのは、公文書の定立過程において「決裁未了の確定稿本」という段階があり、「藍田県丞庁壁記」がその状況を成案という言葉を使って描写しているということである。
- 27 文案について、王永興は「官文書档案」だとし（『唐勾檢制研究』上海古籍出版社、1991年、44頁）、その原義について中村茂夫は、賊盜律二六条疏の文案の保管規定に関して言及した部分の解説で、「文案とは、施行された公文書とその原本」だとし、「公文」と「本案」の語を縮めたものだとする（中村茂夫訳註「賊盜」『訳註日本律令』七、1987年、167頁）。文案の原義として中村茂夫説は妥当だと考えられるが、施行された公文書（正本）とその本案（原本）が同一官府で保管されることはないの、もう少し詳しい説明が必要だと考えられる。ある官司で原本が作成され発行された正本は、充所の官司が受領するとそれに次の指示が貼り継がれて全体として原本となり、謄写されて次の正本が作成されるという順序をたどる。このため官府が最終的に保管する案卷は、受信した公文正本（つまり文）と当該官司での決裁痕のある案との複合文書、すなわち文案だと考える方が文書の発信・受信過程から考えて矛盾が生じないであろう。『唐会要』卷五七、尚書省

2 各論 1：中国古文書の諸問題

- 諸司上、尚書省には「省内諸司文案、準式、並合都省発付・諸司判訖・都省句檢稽失。」とあって、唐後半期の建中三年（782）正月の上奏中に引用された唐式ではあるが、尚書省内で文案と呼ばれるものは、尚書都省が受信して担当部局に付し、諸司の決裁・都省の句檢がなされるものであることがわかる。句檢を受けるのは受発信の過程のわかる案巻類であるから、「文案＝案巻」ということができる。
- ²⁸ 管見の限り、唐代における公文の草案の一般名称については知り得ない。ただし、『唐会要』卷八〇、諡法下、複字諡の注に、「及草中宗遺制、引相王輔政。及難作、以草本呈劉幽求。幽求言於玄宗、玄宗不許、命殺之。」とあって、玄宗による韋后一派誅滅の際に、上官婉児が中宗遺制の原稿を提示して命乞いするくだりにおいて、制書の草案のことを草本と呼んでいる。このため本稿ではひとまずこの用法に従っておきたい。なお、宋代になると『春明退朝録』巻下に「凡公家文書之稿、中書謂之草、樞密院謂之底、三司謂之檢。今秘府有梁朝宣底三卷、即貞明中崇政院書也。檢即州県通稱焉。」とあって、担当官署により稿・草・底・檢など複数の用語が用いられていたようである。
- ²⁹ 岩波『律令』「公式令」詔書式条の頭注には案の説明として「保管される文書。後世案文といえは正文の写しの意が普通となるが、令文では一般に、保管される正文あるいは草案の意に用いられる」（366 頁）とある。ここに「後世案文といえは云々」とあるように、一般的な日本古文書学の説明では、文書を草案（土代）・正文・案文の三種に区分し、草案とは文書の草稿かつ差出者に留め置かれる控であり、案文は正文に準拠する効力をもつものと、文書の本来の効力以外の目的に作られたものに二分され、特に後者を写（うつし）と呼ぶ（このため研究者によっては草案－正文－案文－写の四種に区分している）とされる。これらの詳細については、佐藤進一『新版古文書学入門』の第二章「古文書の伝来」（法政大学出版局、1997 年）や、飯倉晴武「古文書の形式」の三「古文書の種類」（『日本古文書学講座』1 総論編、雄山閣、1978 年）などを参照。本稿における案の意味の捉え方は、基本的に岩波『律令』と同じであるが、正文や正本といった言葉には、正式な効力を有するものとしての意味が強いため、文書の発給過程とその効力という観点から考えて、案を原本、効力をもつものとして発給された案の写しを正本と呼ぶことにしたい。
- ただしこれは、受領文書の後ろに発給文書案を貼り継いで決裁してゆく方式（前掲註 21 吉川「奈良時代の宣」ではこれを「案巻システム」、小林隆道『宋代中国の統治と文書』（汲古書院、2013 年）では「連粘方式」と呼ぶ）を前提としたものであり、たとえば明代の誥勅や勘合のように、正本であることの証明に割字割印を用い、これらを発給台帳（底簿）で管理する方式においても有効な表現か否かは検討の余地がある。明代の誥勅については拙稿「勅諭・誥命」、勘合については橋本雄「勘合・咨文」（いずれも村井章介編集代表『日明関係史研究入門：アジアのなかの遣明船』勉誠出版、2015 年）を参照。
- ³⁰ たとえば恩赦の制書は、中央から州宛に絹布で送られたものを州で翻録して管轄下の県に配布した。詳しくは拙稿「中国における記録媒体の変遷再考：文書料紙を中心として」（本書所収）を参照。
- ³¹ 橋本雄「徳川美術館所蔵『成祖永樂帝勅書』の基礎的考察」（本書所収）。
- ³² 「唐律」雜律五十条
諸棄毀制書及官文書者、準盜論。亡失及誤毀者、各減二等〔毀須失文字。若欲動事者、從詐增減法〕。其誤毀失符・移・解・牒者、杖六十〔謂未入所司而有本案者〕。
- ³³ 棄毀は「準盜論」とあるので、賊盜律第二六条「諸盜制書者、徒二年。官文書、杖一百」が適用される。
- ³⁴ 『唐律疏議』雜律五十条疏
注云、謂未入所司而有本案者、謂未入曹司之間而即誤致毀者。
川村康は「原本を保管する官司から別の官司へと發せられ、送達の途上にある文書」（川村康訳註「雜律」『訳註日本律令』八、1996 年、190 頁）とし、劉俊文は「正案」となっていないが「底案」のある状態である（『唐律疏議箋解』下、中華書局、1996 年、1916 頁）とする。川村説であれば、誤毀失の対象となるのが送達途中の文書ということになるが、劉説では誤毀失の対象がよくわからない。川村説を妥当として筆者の言葉で言い換えると、既に決裁された原本がある状態で、その写しである正本が充所である官司に届いていない状態で正本に誤毀失があった場合ということになる。
- ³⁵ 劉俊文は、犯罪の性質が軽い上、公務の妨げにならないので、罰則が緩いのだとする（前掲註 34『唐律疏議箋解』下）。
- ³⁶ 『六典』卷一、尚書都省、左右司郎中職掌条原註
表上於天子、其近臣亦為狀。賤・啓於皇太子、然於其長亦為之。非公文所施。
- ³⁷ 『唐律疏議』賊盜律二六条疏
疏議曰、即盜底除文案者、依令文案不須常留者、每三年一揀除。既是年久底除、即非見行文案、故依凡盜之法、計贓科罪。
なお、唐宋時代の官文書の保管期限とその後の扱いについては、竺沙雅章「漢籍紙背文書の研究」（『京都大学文学部研究紀要』14、1973 年）および前掲註 30 拙稿「中国における記録媒体の変遷再考」を参照。
- ³⁸ 黒板勝美「日本古文書様式論」『虚心文集』6、吉川弘文館、1940 年、27～28 頁（1903 年学位請求論文）。
- ³⁹ 『唐会要』卷二六、賤表例では同内容の史料が「旧例」として挙げられている。故事、旧事、旧例などの扱いについて、律令格式などとはことなり慣例・慣習などを積み重ねた不文法だというのが一般的であったが、近年はこれらの中に格や式が多量に含まれているとする説が説得力を帯びてきている（徐志卿「唐故事為“不成文法”説質疑」『史学月刊』2009-7 など）。これらから考えるに、こういった文書の定義規定も慣例・慣習の積み重ねの記録とは考えがたく、また格のような施行細則とも言い難いから、唐式に規定があったとしてもおかしくはないであろう。

- 40 日本古文書学においては、上から下へ下される文書は「下達文書」とする場合が多い。しかし、上行文書を意味する「下達上文書」という史料上の表現と紛らわしいので、本稿では徐望之『公牘通論』（上海商務印書館、1931年初版）に従い下行文書と表現する。
- 41 『六典』卷一、尚書都省、左右司郎中・員外郎職掌条
凡上之所以逮下、其制有六、曰制・勅・冊・令・教・符。〔天子曰制、曰勅、曰冊。皇太子曰令。親王・公主曰教。尚書省下於州、州下於県、県下於郷、皆曰符。〕
- 42 唐初、制は詔であったが、載初元年（689）に則天武後の諱を避けて制に改められたという。
『旧唐書』卷六、則天皇后紀
載初元年春正月、神皇親享明堂、大赦天下。依周制建子月為正月、改永昌元年十一月為載初元年正月、十二月為臘月、改旧正月為一月、大酺三日。神皇自以墨字為名、遂改詔書為制書。
制（詔）には王言の一分類としての制（詔）という狭義の意味のほか、それだけで王言全体を総称する広義の意味をも有していた。
- 43 中村『王言』7頁は、王言を①政務に用いる公的王言、②内廷における私的王言、③臨時的王言、④慣用的表現としての王言の四種に区分し、六典が列挙する七種は公的王言に該当するという。本稿では律令に基づく典型的な文書体系を見出すことを目的としているので、ひとまず中村の説く②～④の王言については考慮の対象外とする。
- 44 『六典』卷九、中書省、中書令職掌条
凡王言之制有七。一曰冊書〔立后・建嫡、封樹藩屏、寵命尊賢、臨軒備礼、則用之。〕、二曰制書〔行大賞罰、授大官爵、釐革旧政、赦宥降慮、則用之。〕、三曰慰勞制書〔褒贊賢能、勸勉勤勞、則用之。〕、四曰發日勅〔謂御画發日勅也。増減官員、廢置州県、徵發兵馬、除免官爵、授六品已下官、処流以上罪、用庫物五百段・錢二百千・倉糧五百石・奴婢二十人・馬五十四・牛五十頭・羊五百口已上、則用之。〕、五曰勅旨〔謂百司承旨而為程式、奏事請施行者。〕、六曰論事勅書〔慰諭公卿、誠約臣下、則用之。〕、七曰勅牒〔隨事承旨、不易旧典、則用之。〕。
- 45 滋賀三訳註「名例」『訳註日本律令』五、1979年、54頁。
- 46 『六典』卷八、門下省、門下給事中職掌条
凡制勅宣行、大事則稱揚德沢、褒美功業、覆奏而請施行、小事則署而頒之。
中村『王言』47頁は史料冒頭の「勅」字を衍字とするが、制勅という言葉が具体的な文書名称ではなく、王言そのものを意味することはよくある。この部分についても、皇帝下達文書についての門下省の取り扱いの一般論を述べたものであるとするならば、殊更に衍字とする必要はないと考えられる。
- 47 前掲註2 滋賀「法典編纂の歴史」77頁。
- 48 中村『制勅』194～200頁。
- 49 『六典』卷九、中書省、中書令職掌之条原註
今冊書用簡、制書・慰勞制書・發日勅用黄麻紙、勅旨・論事勅及勅牒用黄藤紙、其赦書頒下諸州用絹。
唐後半期になると翰林学士制度の確立に伴い、紙の使用も大きく変化する（詳細は前掲註30 拙稿を参照）が、ここではあくまで『六典』完成期の皇帝下達文書における料紙使用の原則に従って論じた。
- 50 潘吉星『中国造紙技術史稿』（文物出版社、1979年、58頁および69頁（日本語版：佐藤武敏訳『中国製紙技術史』平凡社、1980年、104頁および125頁）、同『中国造紙史』（上海人民出版社、2009年、149および183頁）によれば、藤紙は西晋時代に浙江で始まり、隋唐時代に生産の全盛期を迎えたという。
- 51 『石林燕語』卷三
唐中書制詔有四。封拜冊書用簡、以竹為之、画旨而施行者曰發日勅、用黄麻紙、承旨而行者曰勅牒、用黄藤紙、赦書皆用絹黄紙、始貞觀間。或云取其不蠹也。紙以麻為上、藤次之、用此為重輕之辨。
『演繁露』卷四、黄麻白麻
自制書已下至發日勅、則用黄麻紙書之、老杜所謂黄麻似六経者也。若降勅旨・論（原文は「翰」に作る）事及勅牒、則用黄藤紙、其礼又降於黄麻矣。
- 52 中村『官文書』70頁によれば、漢代から南朝期までの教は、諸侯や郡太守が管内に発する命令であり、唐代の教とは異なるものであるとする。北朝については不明とのことなので、唐代的な「教」の成立がどこに求められるかは後攻を待ちたい。教についてはこのほか、前掲註7 仁井田『唐宋法律文書の研究』第三編第四章、礪波護「嵩岳少林寺碑考」（前掲註8『隋唐仏教文物史論考』所収（初出1987年））などに詳細な研究がある。
- 53 管隸については岩波『律令』公式令補注11a（646～648頁）に詳細な解説がある。
- 54 符に関しては、中村『公文書』、前掲註7 仁井田『唐宋法律文書の研究』のほか、前時代から唐へと至る符の変遷についての中村圭爾「晋南北朝における符」（『人文研究：大阪市立大学文学部紀要』49-6、1997年）や、麴氏高昌国符に関する白須淨眞「麴氏高昌国における王令とその伝達：下行文書『符』とその書式を中心として」（『東洋史研究』56-3、1997年）などもある。
- 55 たとえば、「唐律」職制律二一条には「諸稽緩制書者、一日笞五十〔贍制勅符移之類皆是〕。」、その律疏には「注云贍制勅符移之類、謂奉正制勅、更贍已出、符・移・関・解・刺・牒皆是、故言之類。」とあって、制勅の内容を伝達する符・移・関・解・刺・牒といった文書について、制書と同様に取り扱うことが記されている。
- 56 荒川正晴「クチャ出土『孔目司文書』攷」『古代文化』49-3、1997年。

- 57 『六典』卷一、尚書都省、左右司郎中・員外郎職掌条
凡下之所以達上、其制亦有六、曰表・狀・牋・啓・牒・辭〔表上於天子、其近臣亦為狀。牋・啓於皇太子、然於其長亦為之。非公文所施。九品已上公文皆曰牒。庶人言曰辭。〕。
- 58 『六典』の「表上於天子、其近臣亦為狀。牋・啓於皇太子、然於其長亦為之」のうち、表・狀に関する前半二句はそのままでは意味を汲み取り難いが、本稿では「表〔や狀〕はともに天子にたてまつる書式であり、このうち狀は天子の近臣への上申にも使用した」と理解したい。一方で後半部分については、『文苑英華』卷六二七および卷六五一から六六六に、皇太子・宰相・官府の長官に対する牋や啓の実例が多く載せられており、牋・啓が皇太子への上申様式であるとともに、官府の長官に対する官僚個人からの上申様式でもあるということがわかる。こういった実例を勘案すれば、後半の二句は「牋・啓は皇太子においてし、然れどもその長においてもまたこれに為る」と読まざるを得ない。問題の前半二句は、句作りからして対句になっていると考えられるから、「表〔・狀〕上於天子、其〔於〕近臣亦為狀」と理解するのが適当で、「表〔・狀〕は天子に上し、その近臣においてもまた狀に為る」と読むべきであろう。近衛本『六典』では、この部分に「上はまさに狀に作るべし」と近衛家熙の注があるが、ひとまず語句の訂正をせず狀字を追加することで理解しておく。本来、表も狀も天子への上奏に用いられるにもかかわらず、『六典』が一句目で「表上於天子」と表のみに言及しているのは、法典独特の節略の結果であるとも考えられる。濱口重國は『唐律疏議』が「一つを挙げて他を類推させる」論法をたびたびとると指摘する（『唐王朝の賤人制度』東洋史研究会、1966年、137頁）。『六典』が依拠した下行・上行・平行文書の定義部分は唐格に基づく可能性が高く（前掲註39参照）、律や律疏同様の傾向がみられてもおかしくはない。当然これらの法典類に依拠した『六典』にも同様の傾向が垣間見られる（前掲註6『唐六典』卷六・尚書刑部訳註稿』下、37頁）。こういった『六典』の史料の特性をも考え合わせれば、上述のような史料解釈も決して荒唐無稽ではないことがわかるであろう。
- なお、劉後賓は、近臣を使職など令外官のことと考えて、近臣が草したものを狀だと捉えている（前掲註12『唐代中書門下体制研究』264頁）。この論考では、唐の政治体制が前半期の「三省体制」から後半期の「中書門下体制」へと変容する過程で、政策決定の中心となる文書も奏抄から奏狀へと変化したという点を強調しており、これが史料の解釈にも大きな影響を与えているように思われる。一方、吳麗娛は劉の論旨の方向性には賛同しつつも、近臣は一つの例として使われたにすぎず、狀は使職・内史・官人など広範囲に捉えるべきだとする（「試論“狀”在唐朝中央行政体系中的応用与伝通」鄧小南〔ほか〕編『文書・政令・信息溝通：以唐宋時期為主』上冊、北京大学出版社、2012年（初出2008年））。ただ、いずれにしても本稿とは異なり、狀を「近臣が天子にたてまつる書式」として理解する。劉は「其近臣亦為狀」の部分が唐後半期の狀況を示すのだとするが、『六典』のテキストとしての特徴から考えるに根拠に乏しく、また近臣についても、史料上で「公卿近臣以下」などと使用されるように、本来は広く高位高官を指す言葉であって、令外官に限定する積極的な意義は薄いと考えられ、劉の議論は「奏抄から奏狀へ」という枠組ありきの解釈に感じられる。
- 一方で、シルクロード沿の西州では、同一官衙内もしくは府州県の管下に置かれた館や坊・城あるいは軍府・遊奕所（前線の軍事組織）などの府州県上申用文書として「狀」が使用された（前掲註8 荒川『ユーラシアの交通・交易と唐帝国』279頁）。この地方で公文書として使用される狀は、書止が「謹牒」となり、牒との区別が明確ではなかったが、赤木崇敏「唐代前半期の地方文書行政：トゥルファン文書の検討を通じて」（『史学雑誌』117-11、2008年）により、その相違が明らかにされた。これらは狀が近臣に限らず、上官への上行文書に使用される性格を多分に帯びていたことを物語るものである。この点、吳麗娛の「近臣は一つの例として使われたにすぎない」とする理解は恐らく正しく（ただし吳麗娛は劉後賓同様に発信者が近臣である文書と理解しているのでこの点は首肯し難い）、狀は広く上官への個人からの上申文書としても利用されたと考えられる。
- 59 『太平御覽』卷二四六、職官部四四、太子舍人に引く『六典』逸文（『六典』の現存諸本には該当文なし）には「諸臣及宮臣上皇太子、大事以牋、小事以啓、其封題皆曰上、於右春坊通事舍人、開封以進。其事可施行者、皆下於舍人与庶子參詳之、然後進。不可者則否。」とあって、牋は大事、啓は小事の上申に使用されたことがわかる。
- 60 『令集解』公式令、奏事式条の穴記に「問、表奏造様何。答、不見。表奏上奏上啓等之式、宜放書儀之体耳。」とあるのは、個人からの上申書は非公文であるため公式令には規定がなく、書式については各種書儀に従う必要があるという方向で理解すべきであろう。この点は丸山裕美子氏にご示唆いただいた。
- 61 当該史料は、『唐会要』卷二六、牋表例において、武英殿聚珍版は「上天子曰表、其近臣亦為狀、上皇太子曰牋啓、于長上公文皆為牒、庶人之言曰辭。」、四庫全書本は「上天子曰表、其近臣亦為狀、上皇太子曰牋啓、於其長為之。有品也諸曹上公文皆為牒、庶人之言曰辭。」となっている。史料によって字句の異同があるが、牒についての部分は「長上の公文におけるは皆な牒に為る」、「有品また諸曹の上せる公文は皆な牒に為る」と、いずれも汎用的な上行公文を指す言葉として牒を理解している。
- 一方で、『唐会要』は表狀牋啓についての「非公文所施」という文言を欠いている。黄正建は『六典』の「非公文所施。九品已上公文皆曰牒」の部分について、史料中の「皆」字に着目し、「皆」とは非公文と公文をつなぐ論理ではないかとし、この二文を繋げて考え「公文・非公文に限らず官人の出す文書は牒」ということではないかと推測する（『唐代訴訟文書格式初探：以吐魯番文書為中心』『敦煌吐魯番研究』14、2014年）。しかし、こういった法令文において並列の意味で使われるのは、一般に「皆」ではなく「並」であること（中村正人氏のご教示による）、前掲註58で論じたように対句構造から史料を理解できることから、黄説には従い難い。

- 62 「敦煌発見開元公式令残卷」(P.2819) 牒式
右尚書都省、牒省内諸司式。其応刺之司、於管内行牒、皆准此。判官署位、皆准左右司郎中。
- 63 前掲註 21 吉川「奈良時代の宣」。
- 64 度牒については、竺沙雅章「寺院文書」および「宋代度牒考」（いずれも『中国仏教社会史研究』増訂版、朋友書店、2002年所収、初出は前者が1992年、後者が1979年）を参照。
- 65 前掲註 12 赤木「唐代官文書体系とその変遷」参照。
- 66 奥村郁三訳註「關訟」『訳註日本律令』七、1987年、402頁
- 67 辞についての古文書学的研究には、前掲註 61 黄「唐代訴訟文書格式初探」のほか、古くは内藤乾吉「西域発見唐代官文書の研究」（前掲註 7『中国法制史考証』所収（初出1960年））、中村『官文書』、中村『公文書』などがある。なお、荒川正晴「通行証としての公驗と牒式文書」（土肥義和・氣賀澤保規編『敦煌・吐魯番文書の世界とその時代』汲古書院、2017年）によれば、中央アジア地域の諸州オアシスに居住していたソグド商人に対する特別措置として、辞式での申請により公驗が発給されたという。
- 68 「敦煌発見開元公式令残卷」(P.2819) 符式
凡応為解向上者、上官向下皆為符。
- 69 たとえば、前掲註 32「唐律」雜律五十条、前掲註 55「唐律」職制律二一条など。このほか『六典』でも「毎歳選人有解状・簿書・資歴・考課、必由之以覈其實、乃上三銓。」（卷二、吏部、吏部員外郎職掌条）のように文書としての解に関する記述が見られる。
- 70 前掲註 58 赤木「唐代前半期の地方文書行政」、吳麗娛「從敦煌吐魯番文書看唐代地方機構行用的状」『中華文史論叢』2010-2。
- 71 劉志安「唐代解文初探：敦煌吐魯番文書を中心に」前掲註 67『敦煌・吐魯番文書の世界とその時代』所収。同「吐魯番出土唐代解文についての雑考」荒川正晴・柴田幹夫編『シルクロードと近代日本の邂逅：西域古代資料と日本近代仏教』勉誠出版、2016年。
- 72 『六典』卷八、門下侍中職掌条
凡下之通於上、其制有六。一曰奏抄〔謂祭祀、支度国用、授六品已下官、断流已上罪及除・免・官当者、並為奏抄〕、二曰奏彈〔謂御史糾劾百司不法之事〕、三曰露布〔謂諸軍破賊、申尚書兵部而聞奏焉〕、四曰議〔謂朝之疑事、下公卿議、理有異同、奏而裁之〕、五曰表、六曰状。皆審署申覆而施行焉。
- 73 前掲註 12 劉『唐代中書門下体制研究』99頁。
- 74 前掲註 45 滋賀「名例」訳註 54頁。
- 75 坂上康俊「発日勅・奏抄事項と論奏事項」『史淵』138、2001年。
- 76 奏彈については中村『公文書』を、露布については、古文書学的には中村『官文書』があるほか、丸橋充拓「唐代における戦争の記録と記憶：露布・史書・紀功碑・軍樂」（『社会文化論集：島根大学法文学部紀要社会文化学科編』11、2015年）が先行研究をまとめつつ、情報伝達過程から史書への記録に至るまでを詳述している。
- 77 議については、南朝の議全般を採り上げた中村圭爾「南朝における議について：宋・齊代を中心に」（『人文研究：大阪市立大学文学部紀要』40-10、1988年）や、唐代の議の書式を検討した中村『制勅』の第三章附節Ⅲがある。中村『制勅』によれば、議には諡議と奏議があり、諡議は尚書考功や太常寺に委任され、奏議は皇帝から制勅により議を命ぜられる場合と、臣下からの上奏時に皇帝が判断を下せない時に発議するものに区分されるといふ。
- 78 『六典』卷一、尚書都省、左右司郎中・員外郎職掌条
諸司自相質問、其義有三、曰關・刺・移〔關謂關通其事、刺謂刺舉之、移謂移其事於他司。移則通判之官皆連署〕。
- 79 「敦煌発見開元公式令残卷」(P.2819) 移式
右尚書省与諸台省相移式。内外諸司非相管隸者、皆為移。
- 80 「敦煌発見開元公式令残卷」(P.2819) 関式
其内外諸司、同長官而別職局者、皆准此。
- 81 前掲註 7 仁井田『唐令拾遺』552頁。
- 82 前掲註 62「敦煌発見開元公式令残卷」牒式。
- 83 前掲註 21 吉川「奈良時代の宣」217頁。
- 84 券類とは、「中央と州府等を直接往還するための通行証」（前掲註 8 荒川『ユーラシアの交通・交易と唐帝国』174頁）である符券（紙券）、「臣僚の王朝に対する功績を褒美し、刑法上の特権（恕死）を授与する王言」（中村『王言』264頁）である鉄券などが該当する。
- 85 抄とは抄目、つまり官府が受領発信した文書の目録のことで、官府ごとに月次で整理・保管された。抄目は、文書の受領発信の記録になり、毎年の計会時に書類として提出された。抄目の詳細については、前掲註 27 王『唐勾検制研究』を参照。
- 86 荒川正晴「西域長史文書としての『李柏文書』」白須淨眞編『大谷光瑞とスヴェン・ヘディン：内陸アジア探検と国際政治社会』勉誠出版、2014年、215頁。なお、黄正建「唐代“官文書”辨析：以『唐律疏議』為基礎」（『魏晉南北朝隋唐史資料』33、2016年）も、唐代の官文書の範囲について、官司間を往来する文書、官府において手続き中の文書、保存用文書、符・牒・移・解などの文書、戸籍・帳簿類など、官府で生成された書類は全て官文書だとし、ほぼ同様の見解を示している。

2 各論 1：中国古文書の諸問題

- 87 杉本一樹「律令制公文書の基礎的観察」『日本古代文書の研究』吉川弘文館、2001年（初出1993年）、119～120頁。
- 88 大津透「唐律令国家の予算について：儀鳳三年度支奏抄・四年金部旨符試釈」（『日唐律令制の財政構造』岩波書店、2006年（初出1986年）、52頁）では、下通上文書を「皇帝への上呈文書」と説明しており、これに従った。
- 89 渡邊信一郎「宮闕と園林：三～六世紀中国における皇帝権力の空間構成」『中国古代の王権と天下秩序：日中比較史の視点から』校倉書房、2003年（初出2000年）、149頁。この議論からすれば、本来図2の各公文書は重層的に示されるべきであるが、図として表現することが難しいため、ひとまず上下関係の構造のみを平面的に示してみた。
- 90 前掲註38黒板「日本古文書様式論」37頁。
- 91 以下、本稿に於ける西洋古文学に関する事項については、高山博・池上俊一編『西洋中世学入門』（東京大学出版会、2005年）、森脇優紀「図書館員のための西洋古文書ことはじめ：東京大学経済学図書館所蔵の古文書を実例に」（『大学図書館研究』106、2017年）を参考とした。
- 92 岡崎敦「文書形式学」前掲註91『西洋中世学入門』65頁。
- 93 前掲註38黒板「日本古文書様式論」32頁。
- 94 文書の分類という行為の行き着く先に様式論が成り立つという点について保立道久は、「様式論的研究とは、ようするに古文書の分類であり、その直接の必要性は、まずは文書の目録化と編纂のために文書名の付与が必要であるという事情にあった。編纂作業においては、文書名を付与することは、その文書の内容と機能の理解ができていくかどうかの試金石として重視される。」（「アーカイヴズの課題と中世史料論の状況」『記録史料の情報資源化と史料管理学の体系化に関する研究』国文学研究資料館史料館、1997年、50頁）と述べている。
- 95 佐藤進一「中世史料論」『岩波講座日本歴史』25（別巻2）、1976年、98頁。
- 96 岩波『律令』637頁。
- 97 黒板は次のように、公式令規定の文書類は名称（種類）・文体・用語・様式の全てが一致すると論じている。これも法令全体で平仄を合わせて文書様式を表現していることの結果なのであろう。
古文書の或る種類に下せる當時の名稱は文體によることあり、様式によることあり、或はその用語によりて命名することあり、時に混雜生ずること少からず、中に種類によりては文體と様式とその用語によりて同一の名稱を下され、延いて文書の名稱となれるものあり。源を支那に發せるものにして、我が公式令規定せられたるもの即ち是なり。文選又は文體明辨等文體の説明を加へたる書類と、唐六典、會要又は杜佑の通典等と對照して推定するに、詔勅移牒といひ、表奏啓状といふもの、皆この種類に屬す。（前掲註38黒板「日本古文書様式論」43頁。）
- 98 唐代の過所には中央の尚書司門が発行するものと、地方官府が発行するものがあり、両者で様式が異なっていた。公式令に規定されたものは中央発行の符式に基づくものであったと推定されている。詳しくは中村『公文書』53頁および前掲註8荒川『ユーラシアの交通・交易と唐帝国』第8章「唐の通過公証制度と公・私用交通」を参照。
- 99 前掲註95佐藤「中世史料論」104～109頁。
早川庄八も公式様について三分類するが、公式令の配列順序によらず位記は第一類に入れ、第三類について「律令公文書制度の維持を目的として官司が作成する公文書」として計会帳類のみとする（「口頭の世界と文書の世界」『日本古代の文書と典籍』吉川弘文館、1997年（初出1990年））。唐代の計会帳については不明な点が多いので、現段階で早川説との比較は不可能と考え、本稿ではひとまず佐藤説とのみ比較検討を行う。
- 100 前掲註95佐藤「中世史料論」109頁。
- 101 前掲註16大庭「唐告身の古文書学的研究」193～194頁。